

第1章 現状と課題

第1節 山形市の現状

(1) 位置

山形市は、東北6県の中では中央よりやや南に、山形県内では中央から南東よりの山形盆地の東南部に位置します。

市域は、5市3町と接しており、市域東側は仙台市及び川崎町、西側は山辺町、中山町及び南陽市、南側は上山市、北側は天童市及び東根市に接しています。

広域的な位置付けとしては、山形県の県庁所在地であり、3市2町(山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町)からなる山形広域都市計画区域の中心として位置付けられています。

東経	140° 32' ~140° 11'
北緯	38° 08' ~38° 21'



図 山形市の位置

(2) 地勢

山形市は、市域が奥羽山脈、山形盆地、西部丘陵地にまたがり、面積のほぼ65%は丘陵地帯であり、東西距離は30.7km、南北距離は23.2km、面積は38,158haを有する内陸都市となっています。

市域東側にある奥羽山脈は、蔵王国定公園の指定地域が大半を占めており、亜高山帯、山地帯を形成し、変化に富んだ豊かな自然環境を形成しています。

市域中央にある山形盆地の東側は、最上川水系の馬見ヶ崎川と立谷川の扇状地が占め、その馬見ヶ崎川の扇状地には市街地が発展し山形五堰が流れています。山形盆地の西側には、須川が流れ、田園などの農地が広がっており、緑と水の豊かな自然環境を形成しています。

市域西側にある西部丘陵地は、白鷹火山のカルデラにみられる西部湖沼群を形成しており、その特質的な地形がゆえに、貴重な動植物の宝庫になっています。



図 山形市の地勢

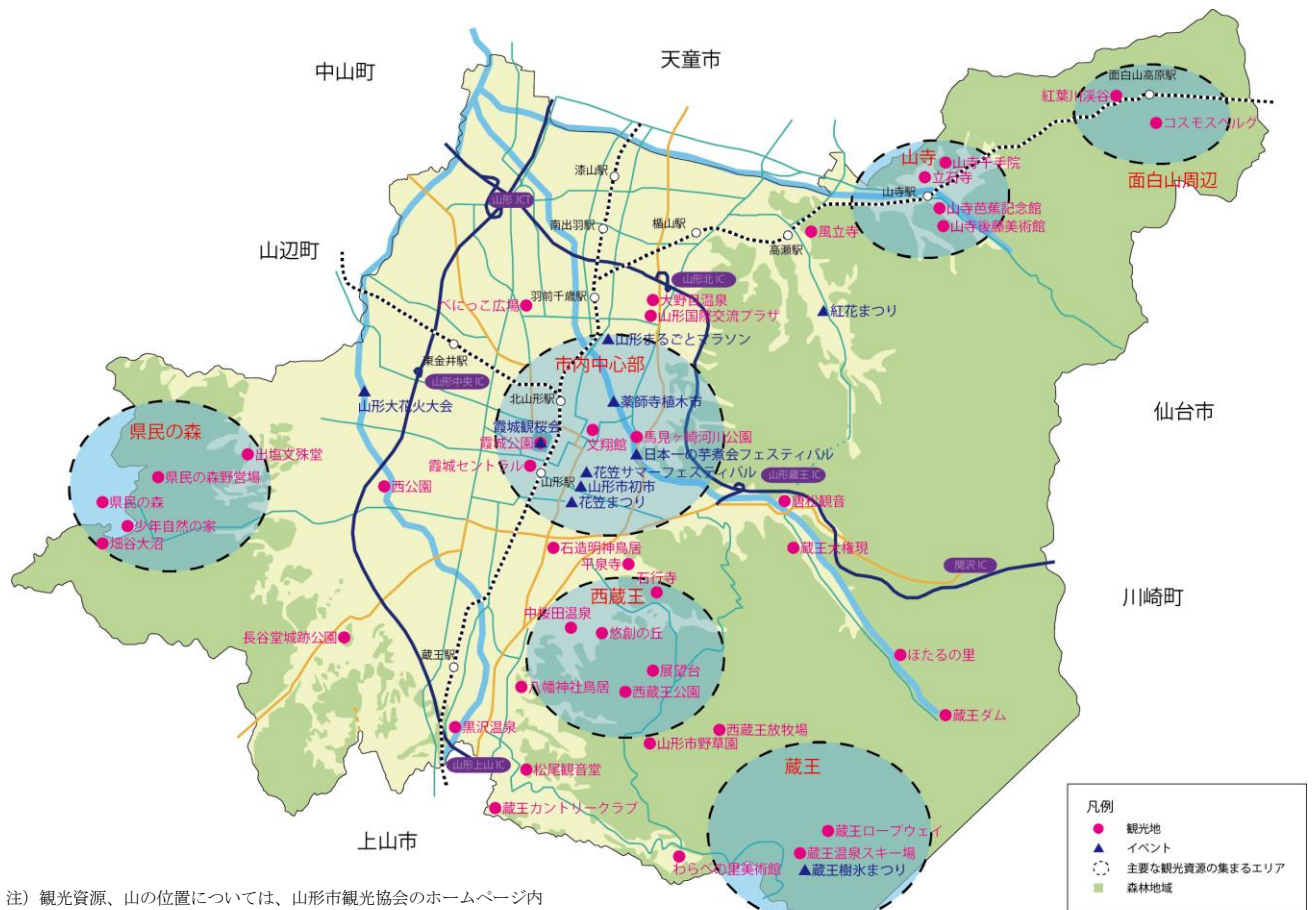
(3) 歴史・文化・観光

山形市は、出羽山形藩主である最上義光が築いた城下町を核として発展してきており、山形城跡（霞城公園）の東側に寺町が位置するなど、市街地内に多くの寺社が立地しています。

また、明治維新により藩が廃され県に改まると、山形には統一山形県の県庁が置かれ、明治22年に市制を施行、その後21の村を合併して市域を拡大し現在の規模となり、平成元年には市政100周年を迎えました。

市街地には、国の史跡に指定されている霞城公園、国の重要文化財に指定されている郷土館（旧済生館本館）や文翔館（旧山形県庁）、国の登録有形文化財に登録されている清風荘などがあり、市街地周辺にも、松尾芭蕉の「奥の細道」として有名で国の名勝史跡に指定されている山寺・立石寺、いにしへの合戦の世を偲ばせる長谷堂城跡や成沢城跡、山岳信仰の名残りを留める石鳥居など、歴史的にも価値の高い寺社や建造物、史跡などが市内に数多く現存しています。

霞城観桜会、山形花笠まつり、山形大花火大会、日本一のいも煮会フェスティバル、山形まるごとマラソン、蔵王樹氷まつりなどの多彩なイベントやまつりが実施され多くの市民や観光客で賑わっており、蔵王温泉や蔵王温泉スキー場、山寺などは、全国的にも有名な観光地となっています。



注) 観光資源、山の位置については、山形市観光協会のホームページ内

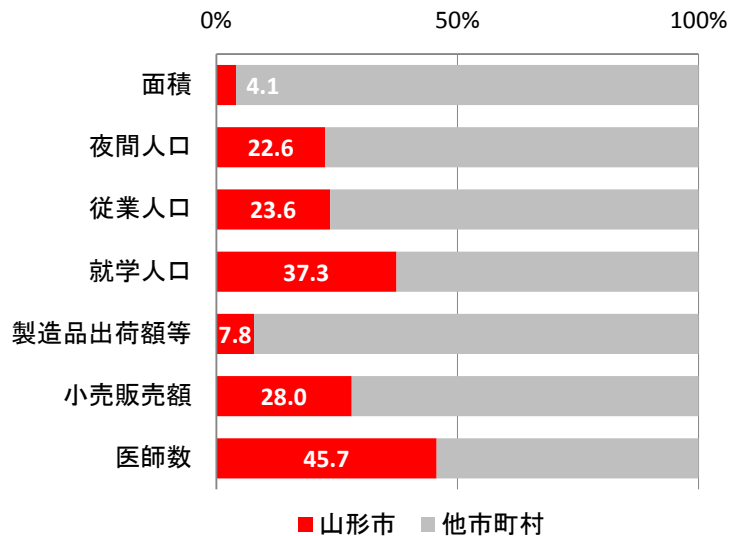
「やまがた観光マップ」を参考にしています。

図 代表的な観光資源

(4) 県都としての機能

山形市の市域面積は、38,158haであり、山形県全体の面積のわずか4%ですが、夜間人口は山形県全体の約23%、従業人口[※]は約24%、就学人口は約37%と高い割合を示しています。

また、昼夜間人口比[※]は東北の県庁所在地のなかで一番高く、山形市内に通勤・通学する人が多い傾向にあり、県都として産業・雇用・教育・医療など諸機能の中心的役割を担っています。



- 注1) 面積、夜間人口：H27国勢調査
- 注2) 従業人口、就学人口：H22国勢調査
- 注3) 製造品出荷額等：H26工業統計
- 注4) 小売販売額：H26商業統計
- 注5) 医師数：総務省統計局「統計でみる市区町村のすがた」

図 山形市の対県シェア

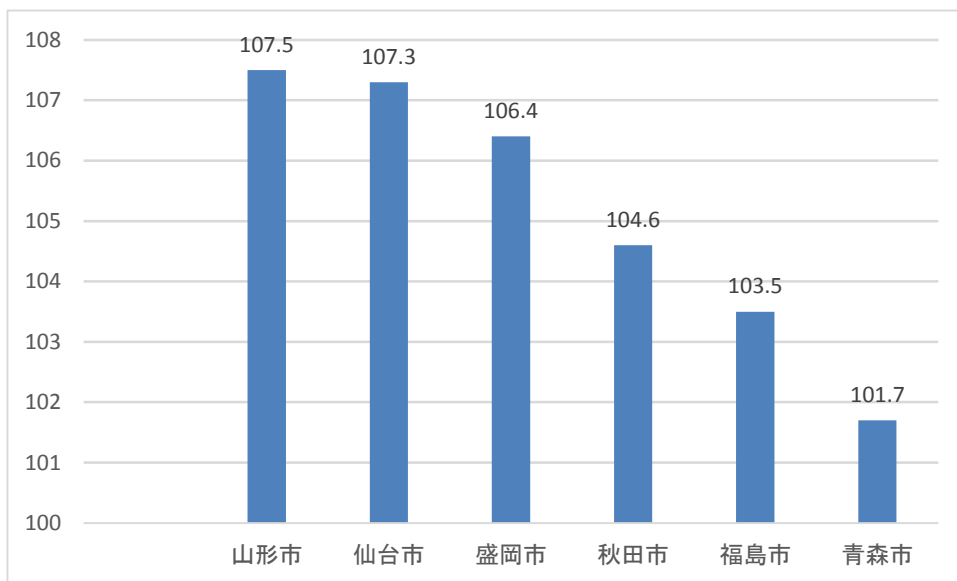


図 東北の県庁所在地における昼夜間人口比 注) 平成22年国勢調査

(5) 中心市街地の活性化

山形市の中心市街地は、平成20年11月に認定を受けた中心市街地活性化基本計画※に基づき、石積み水路などの歴史・文化資源の保全や「山形まるごと館紅の蔵」と「山形まなび館」、「水の町屋七日町御殿堰」などの新たな交流施設の整備と活用が進められ、賑わいの創出が進んでいます。また、平成26年10月には新たな中心市街地活性化基本計画が認定を受け、今後も街なか回遊の推進や空き店舗対策、山形の歴史・文化資源を活かした新たな拠点の整備などを推進し、中心市街地の活性化に取り組んでいます。

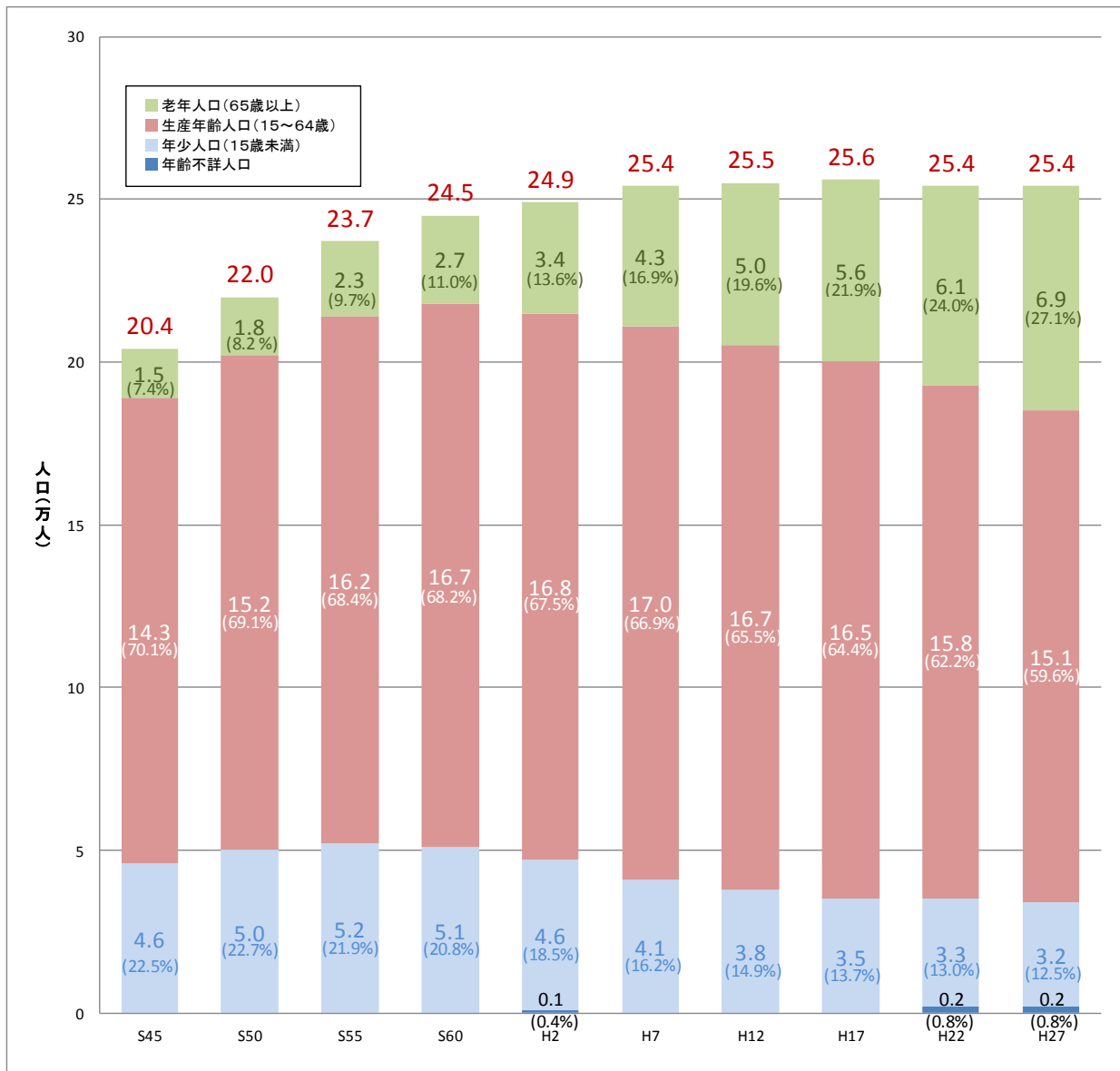


図 中心市街地の状況 (平成26年撮影航空写真)

(6) 人口

山形市の人口は、国勢調査※によると、平成27年で約25万4千人であり、平成17年の約25万6千人をピークに人口は減少しています。

また、平成7年と平成27年を比較すると、老年人口（65歳以上）の人口割合は、16.9%から27.1%と増加している一方、年少人口（15歳未満）の人口割合は16.2%から12.5%と減少しており、少子高齢化がさらに顕著になっています。



注) 平成27年国勢調査

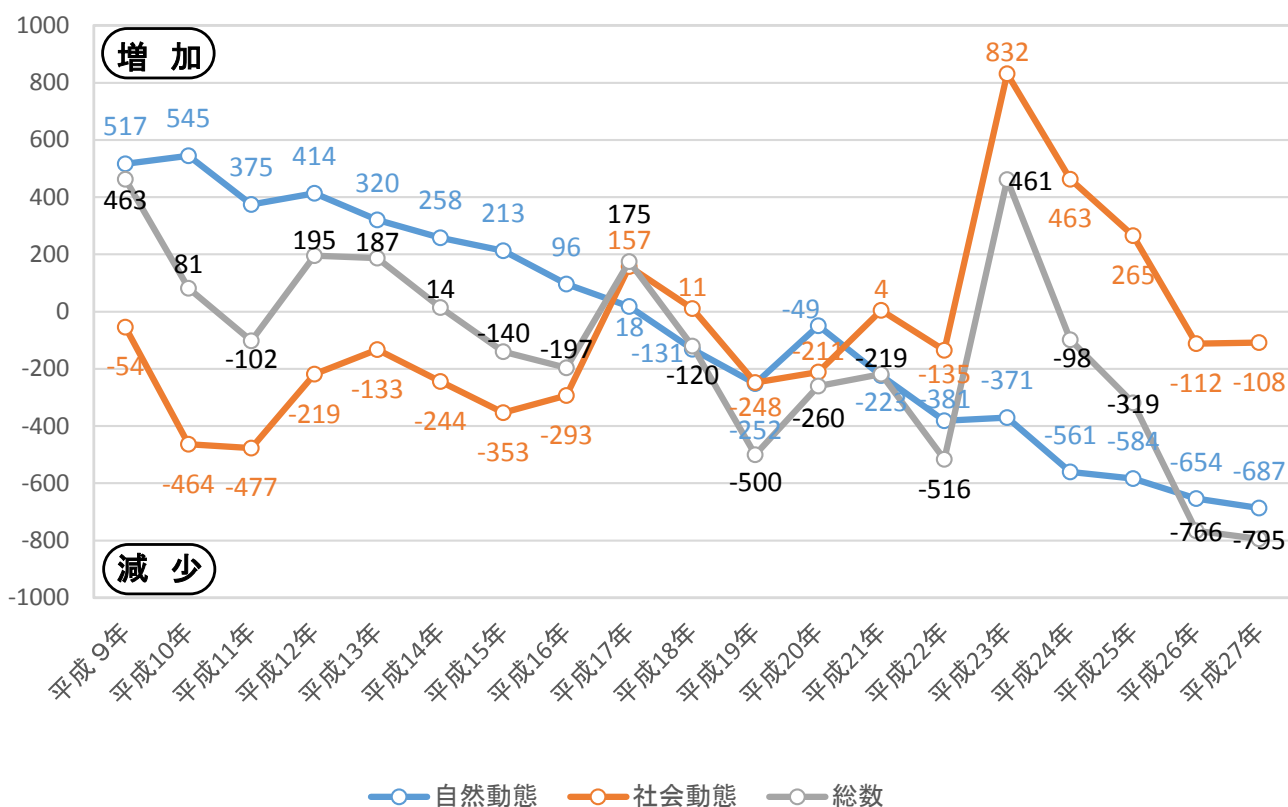
図 人口の推移

人口動態

人口動態をみると、自然動態は平成10年をピークに徐々に少なくなり、平成18年以降は減少傾向に転じ、死亡数が出生数を上回る状況が続いています。

一方、社会動態は、平成17、18年および平成21年以外は、転入より転出が多く、転出超過となっています。

なお、平成23年の社会動態の急激な増加は、同年3月以降の大幅な転入によるものであり、東日本大震災の影響と考えられます。

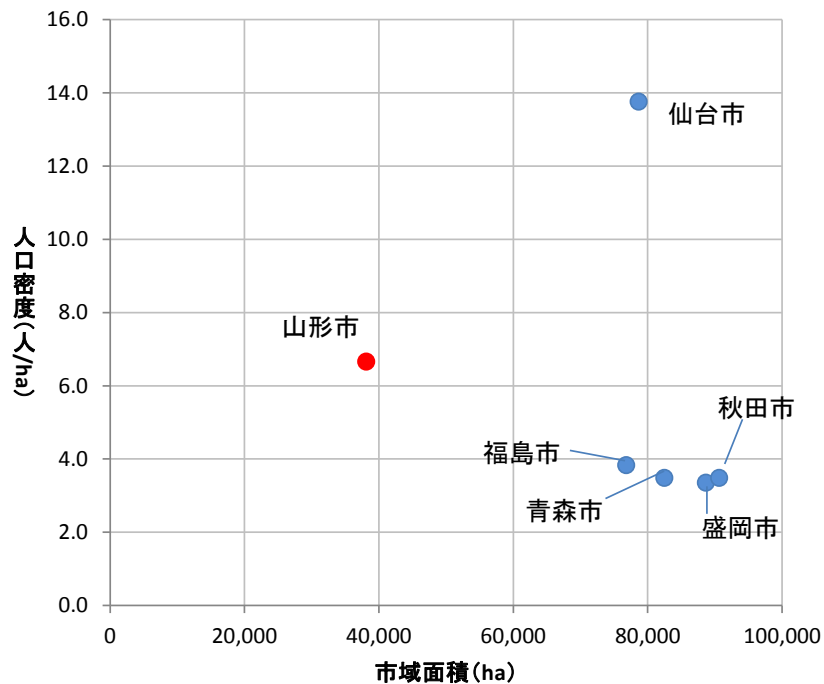


注) 平成27年山形市統計書

図 人口動態

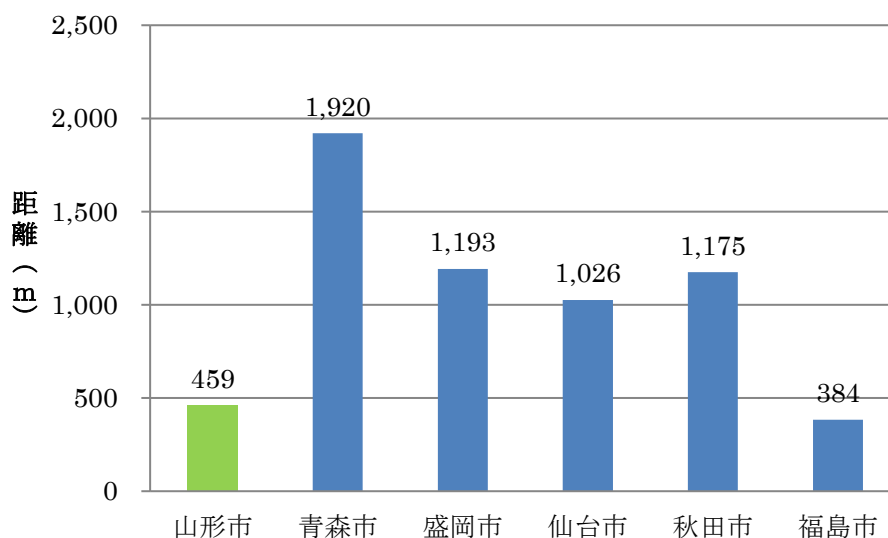
人口密度と人口重心※

山形市は、東北の県庁所在地と比べ、市域面積が小さく、人口密度は仙台市について高くなっています。また、山形市の人口重心は、平成22年の国勢調査によると、桜町付近（東経140度19分49.79秒、北緯38度15分10.04秒）にあります。人口重心と中心駅との距離を比較すると、山形市の人口重心は、福島市について中心駅に近く、全国的に中心部から人口重心が遠ざかる傾向にあるなかで、山形駅を中心としたまとまりのある均衡のとれたまちであると評価できます。



注) 平成27年国勢調査

図 東北県庁所在地の市域面積と人口密度

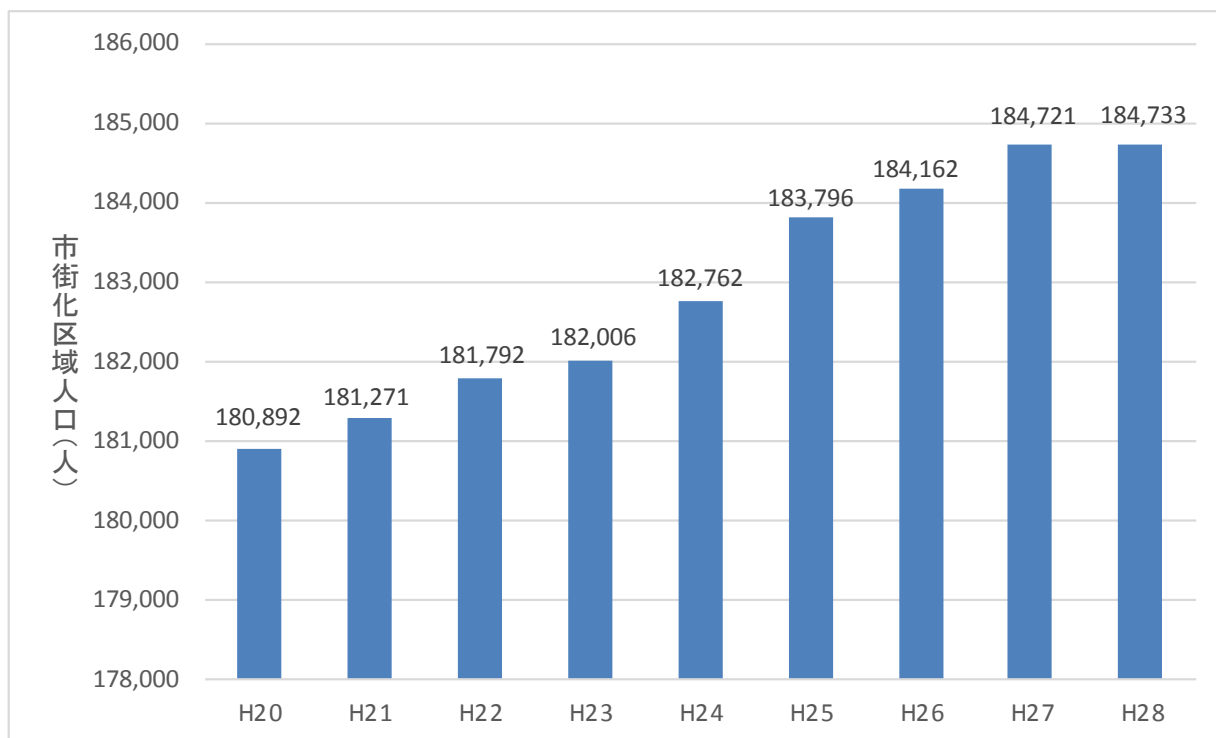


注) 平成22年国勢調査、GISによる計測

図 人口重心と中心駅の距離

市街化区域※人口

山形市の行政区域人口は、安定的な傾向を示す中で、市街化区域人口は増加傾向にあります。平成10年以降、市街化区域の拡大はありませんが、市街化区域人口は、平成20年と平成28年を比較すると、3,841人の増加となり、市街地へ居住する傾向が見られます。



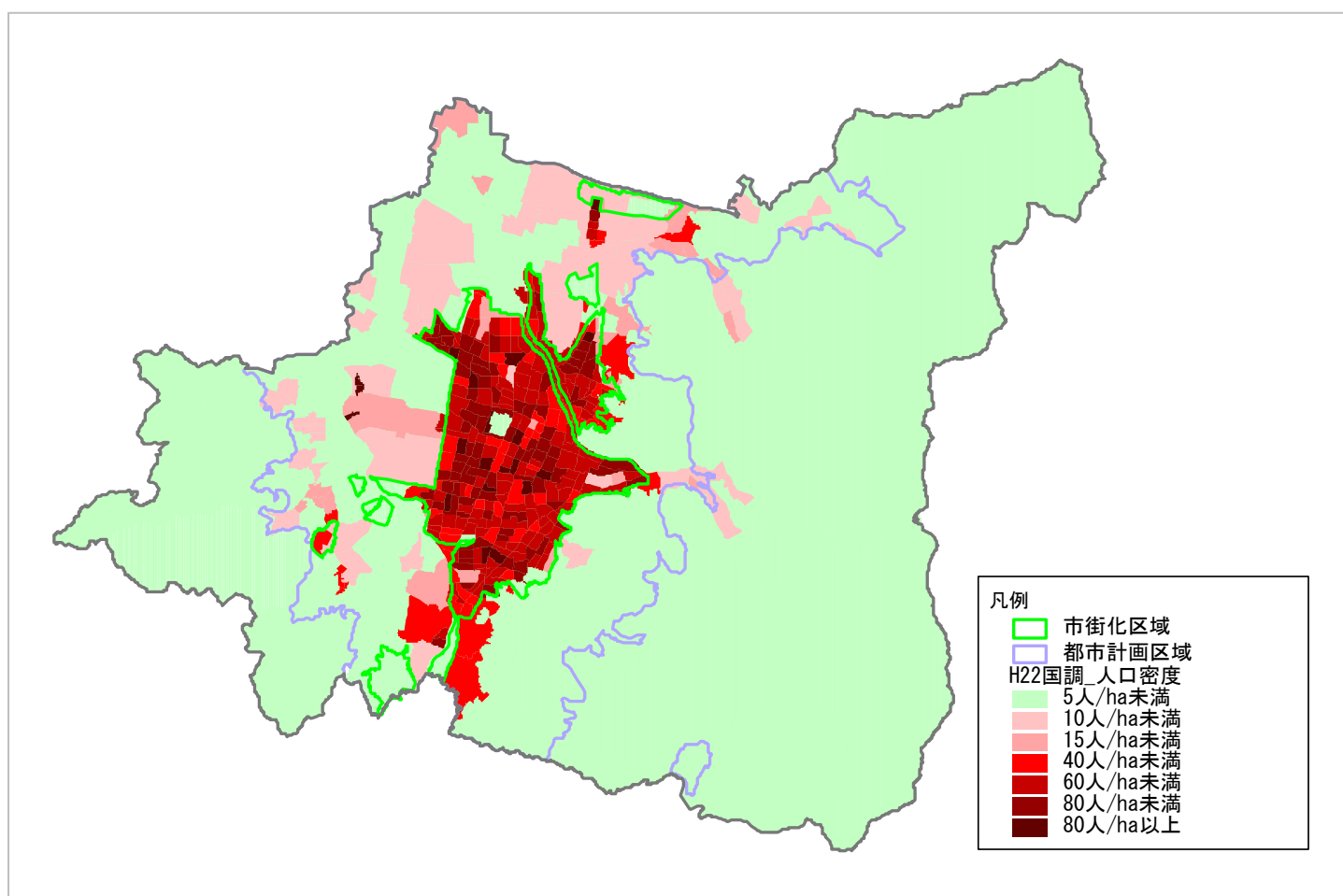
注) 山形市の都市計画資料編

図 市街化区域人口

人口密度と第1次産業

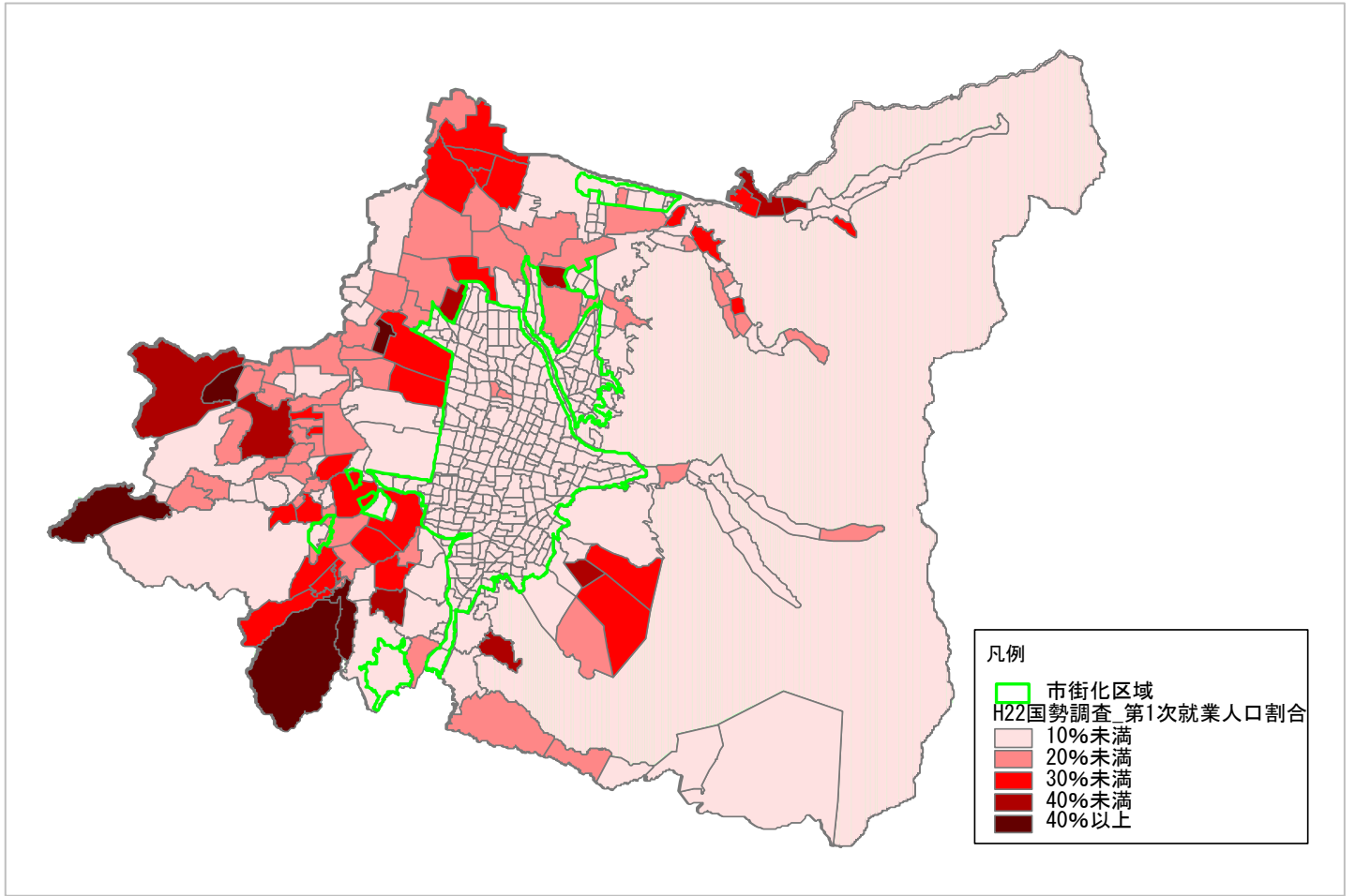
山形市の市街化区域においては、人口密度が80人/haを超える地域がみられ、山形広域都市計画区域マスタープランにおける山形市の市街化区域の目標人口166,500人（平成32年）を上回る人口が居住しています。

また、地域別の第1次産業の就業人口[※]の割合から、市街化区域外の地域が農業を支えていると言えます。



注) 平成22年国勢調査

図 地域別人口密度分布



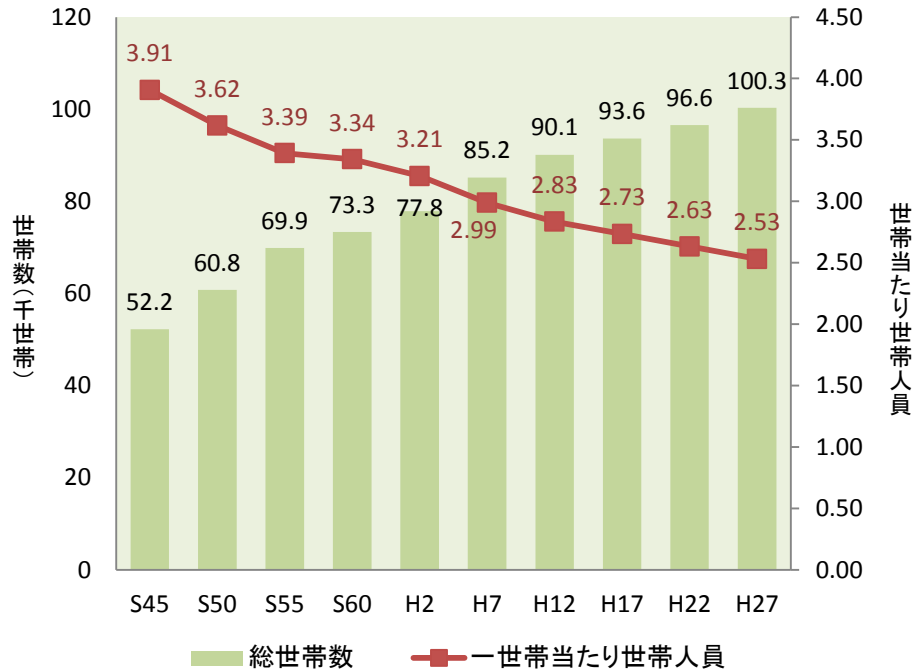
注) 平成22年国勢調査

図 第1次産業就業人口の割合

(7) 世帯数

山形市の世帯数は増加傾向にあります。

単独世帯などが増加し、1世帯当たりの世帯人員が減少しています。65歳以上の高齢単独世帯数が、平成7年から平成27年で約3倍に増えています。



注) 平成27年国勢調査

図 世帯数と世帯当たり世帯人員の推移

	H7	H27	増減率	増減量
人口	254,488	253,832	1.00	-656
総世帯数	85,157	100,303	1.18	15,146
単独世帯数	22,331	32,957	1.48	10,626
65歳以上単独世帯	3,132	8,958	2.86	5,826
75歳以上単独世帯	1,215	4,946	4.07	3,731
夫婦と子供からなる世帯	24,403	25,148	1.03	745
夫婦・子供・親からなる世帯	13,046	7,219	0.55	-5,827
母子・父子世帯	958	1,494	1.56	536

注) 平成27年国勢調査

表 世帯数の変化 (平成7年と平成27年)

(8) 雇用

山形市の就業人口は、高齢化が進行する中、平成7年頃をピークに減少傾向にあります。

第1次産業人口（主に農業）は減少が続き、昭和55年は12.6千人でしたが、平成22年には4.7千人と半数以下になっています。第2次産業人口（主に製造業・建設業）は、平成2年頃をピークに減少傾向となっています。第3次産業人口は平成22年頃に減少に転じていますが、割合は高くなり、小売店や医療・福祉、サービス業で働く人々が多くなっています。

また、就従比[※]は東北の県庁所在地のなかでは仙台市に次いで高くなっています。

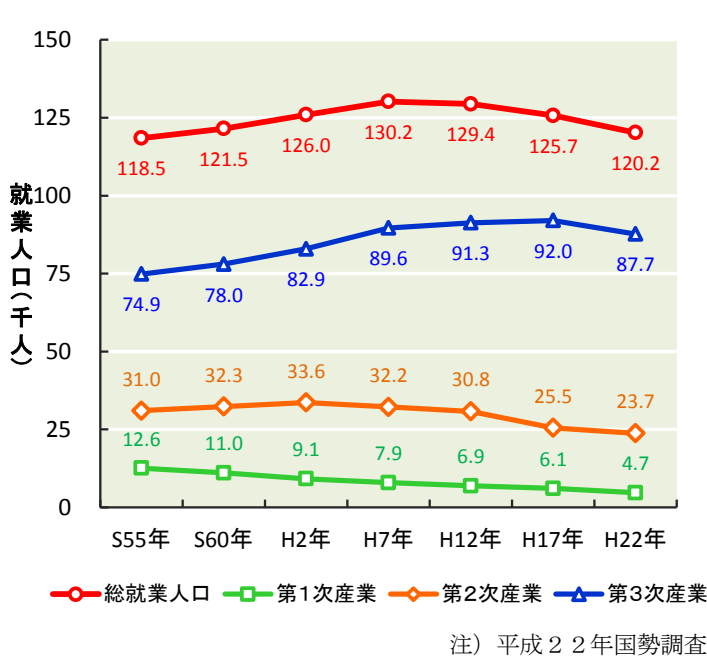


図 産業種類別就業人口の推移

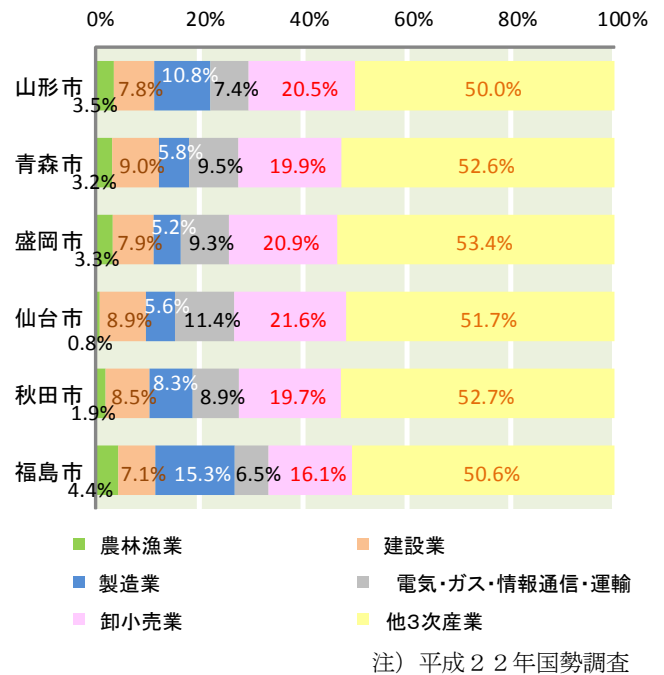


図 東北県庁所在地の就業人口の産業構成

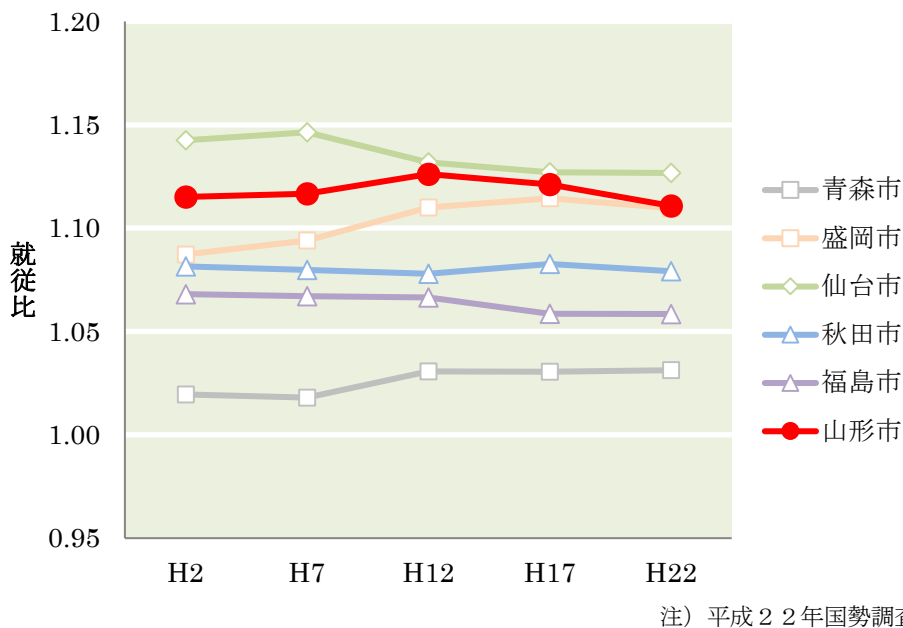


図 東北の県庁所在地における就従比の推移

(9) 土地利用

山形市は、行政区域約38,158haのうち約15,990haが都市計画区域であり、そのうち市街化区域は約4,093haとなっています。行政区域のうち平成27年の市内の土地利用は、宅地が19.8%を占め、農地は、田畑をあわせて35.1%、山林は35.0%となっています。平成10年と比較すると、宅地面積の割合が増加し、農地、山林面積は減少しています。

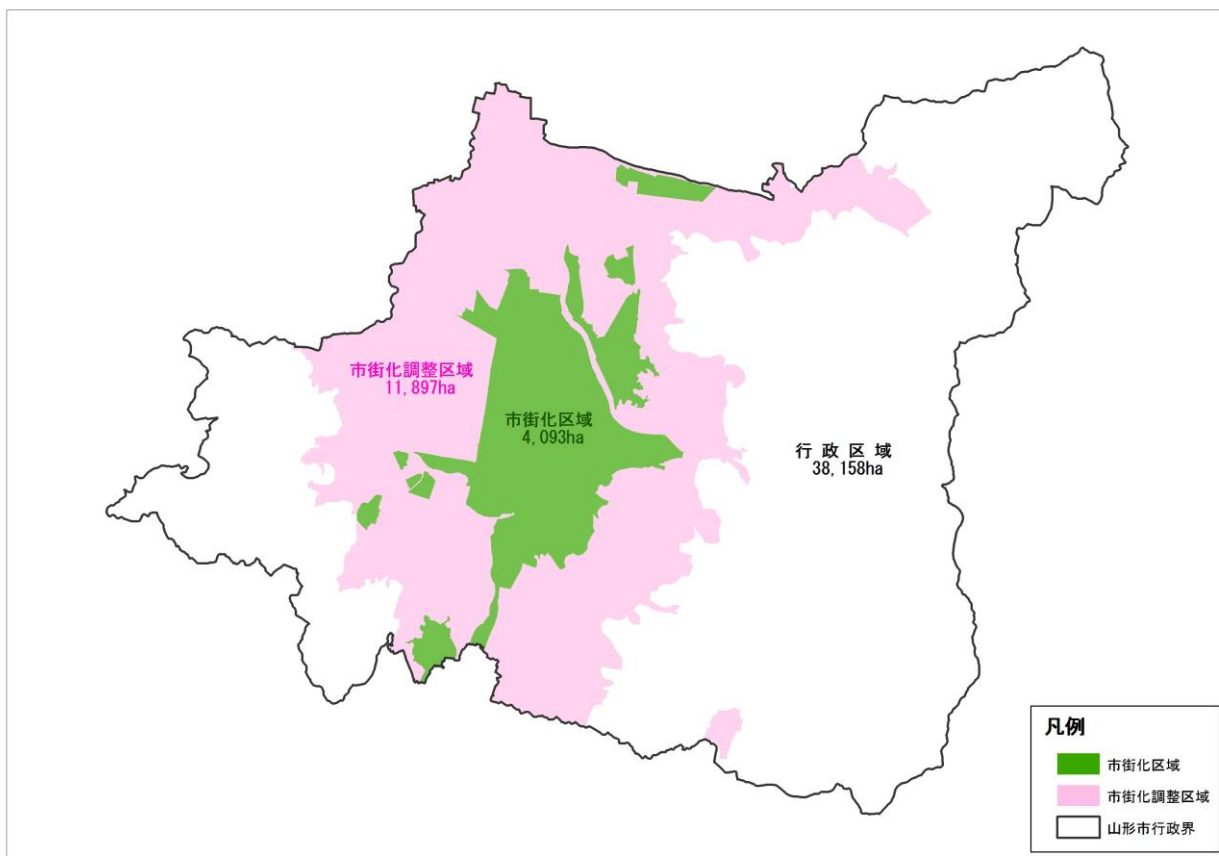
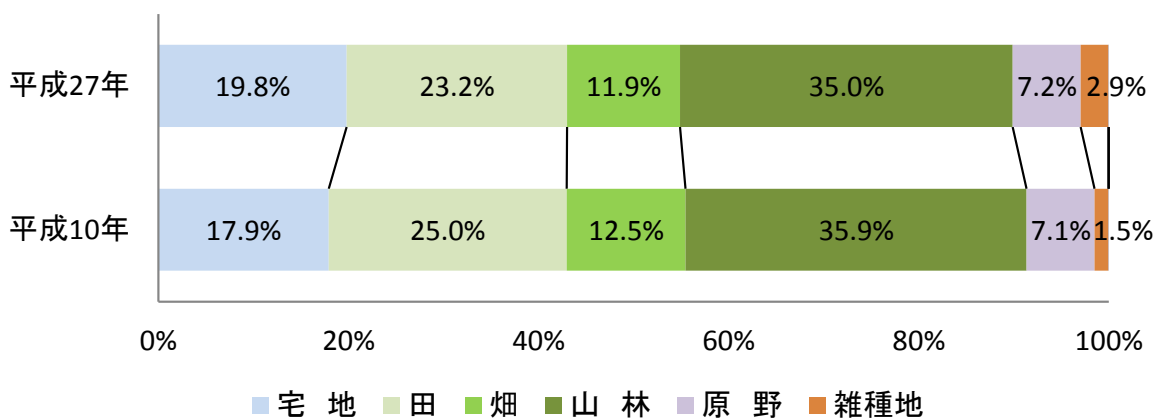


図 都市計画区域と市街化区域



注) 平成27年山形市統計書

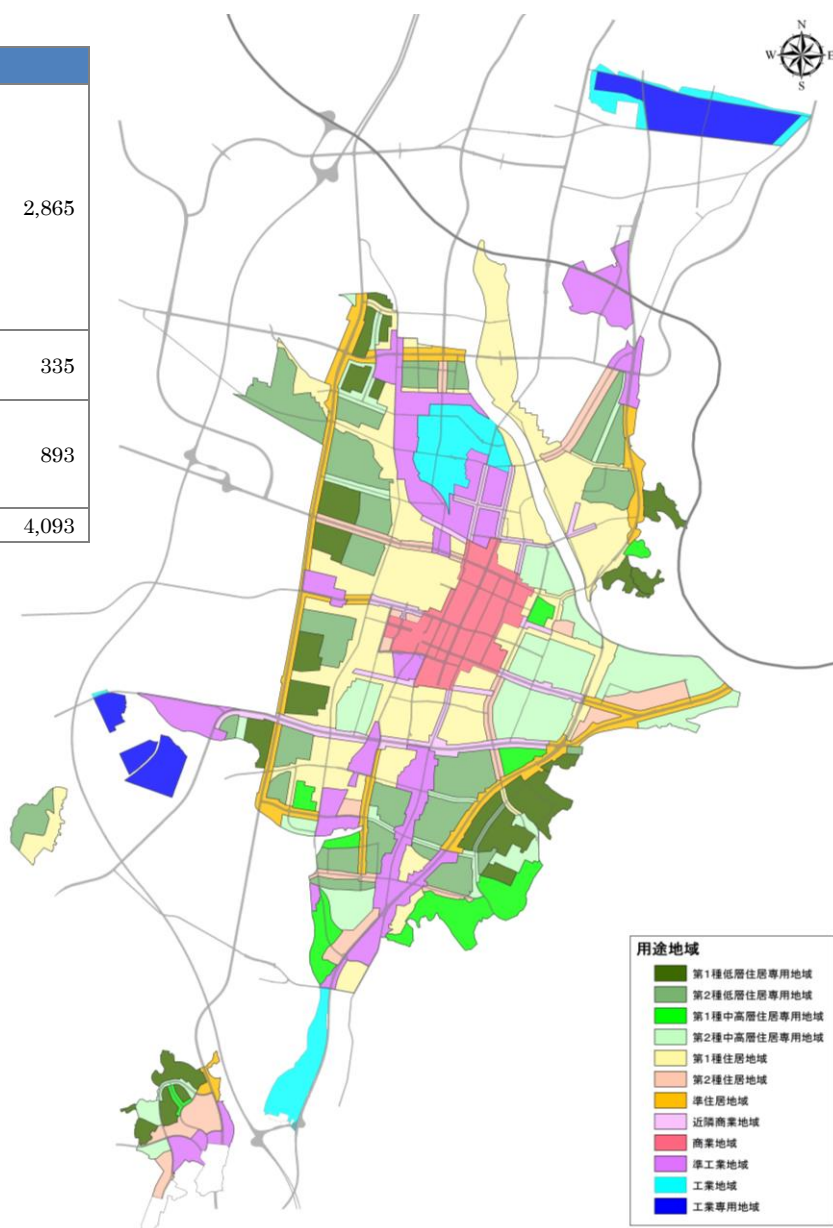
図 土地利用の割合

用途地域[※]

用途地域は建築物の用途・容積率[※]・建ぺい率・高さ・壁面の離れなどの形態に制限を加えることで、生活環境の向上と商業の利便の増進を図るため、地域の特性に応じて定められます。山形市では昭和7年に用途地域を当初決定し、平成8年5月21日に居住環境[※]の保護や多様化した市街地への適切な対応を主な目的とし、新用途地域に変更しました。当初の用途地域8種類のうち、住居系の用途地域3種類が7種類に細分化され、工業系と商業系の用途地域とあわせ、新用途地域は以下に示す12種類となっています。現在、市街化区域の約7割(=2,865ha/4,093ha)が住居系で占められ、約2割が工業系、約1割が商業系となっています。

表 用途地域別面積

	面積 (ha)	
第1種低層住居専用地域	336	2,865
第2種低層住居専用地域	530	
第1種中高層住居専用地域	167	
第2種中高層住居専用地域	450	
第1種住居地域	929	335
第2種住居地域	197	
準住居地域	256	893
近隣商業地域	134	
商業地域	201	
準工業地域	519	4,093
工業地域	204	
工業専用地域	170	
合計		



出典：山形市の都市計画資料編

図 用途地域

市街地環境

山形市の市街地は、城下町の面影を残す中心市街地を囲むように、土地区画整理※事業などで開発されています。また、良好な市街地環境の形成に向け、平成25年度末までに20地区で地区計画※を策定し、さらに平成22年1月1日より建築物の高さを規制する高度地区を導入しています。

市街地の拡大に伴い、人口集中地区（D I D地区）※の面積拡大と人口密度の低下傾向がみられます。

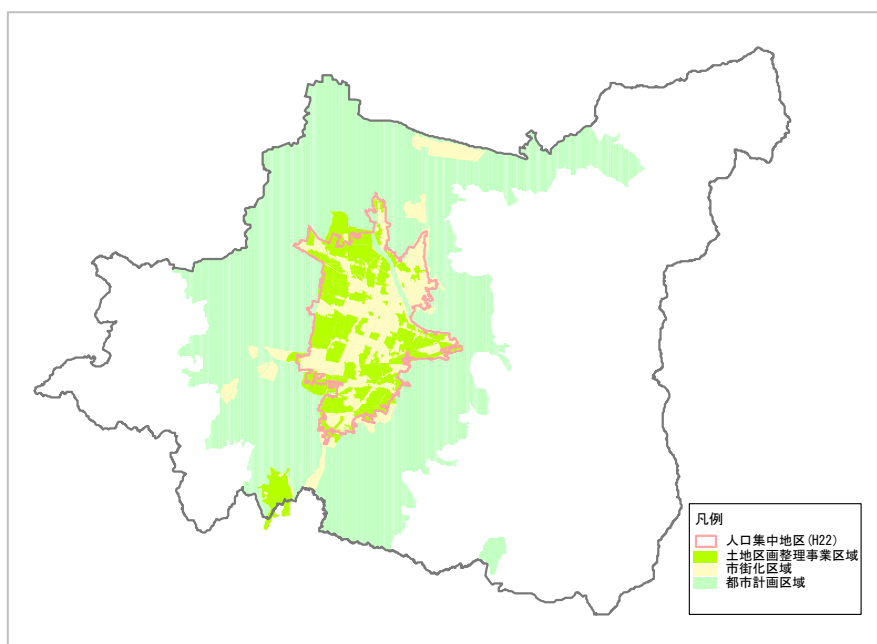


図 土地区画整理事業区域と人口集中地区

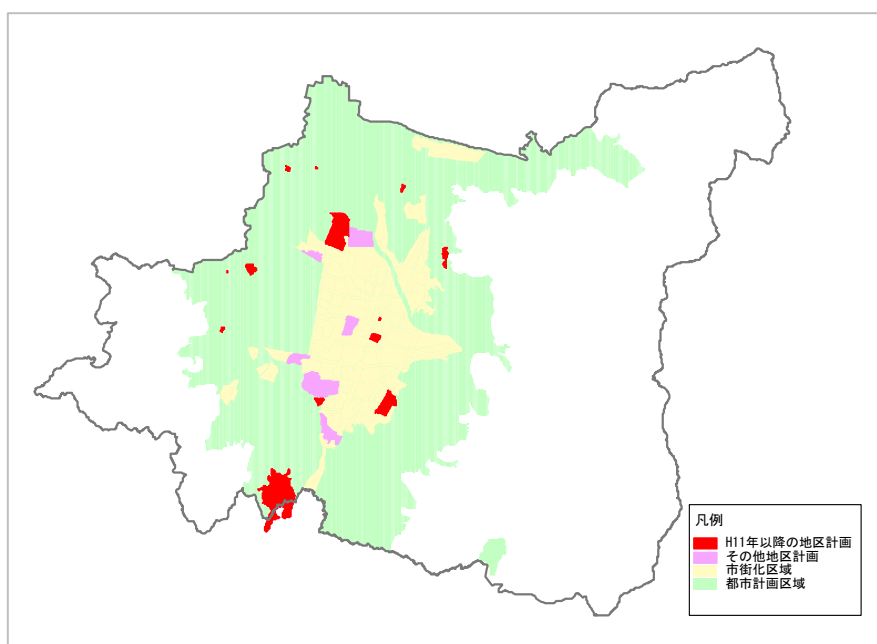


図 地区計画

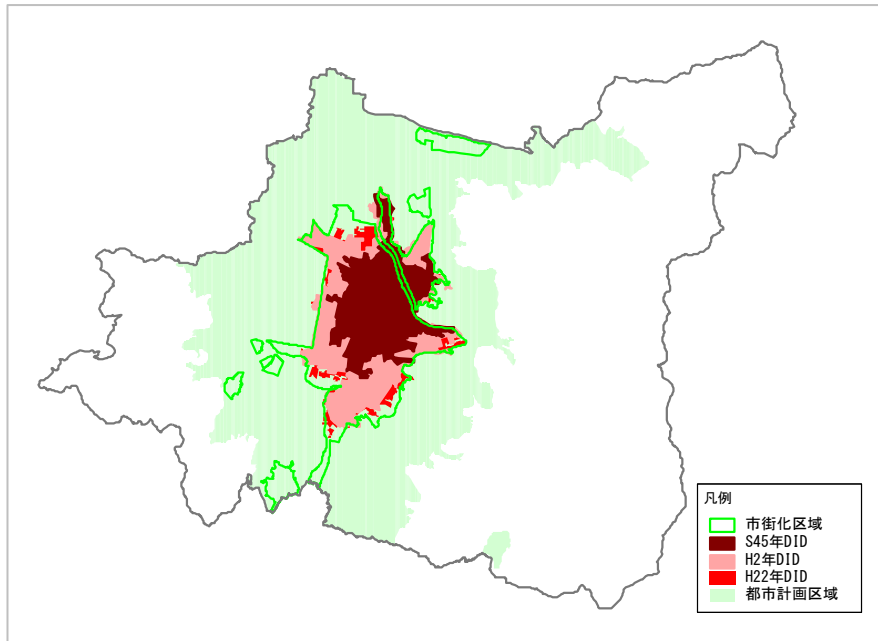
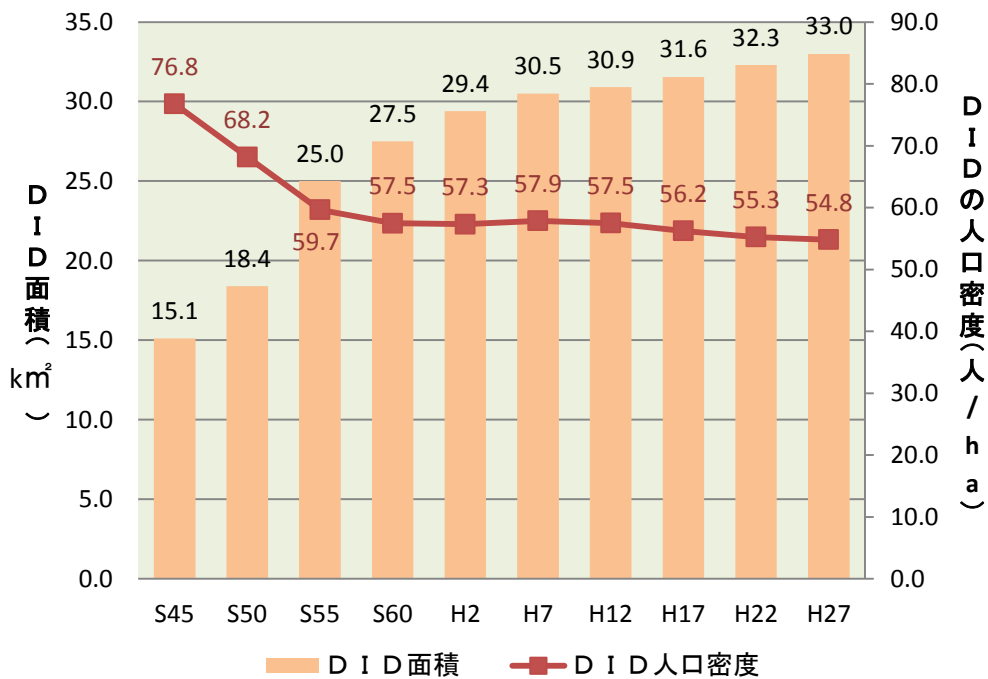


図 人口集中地区（DID 地区）の変遷



注) 平成27年国勢調査

図 人口集中地区（DID 地区）の面積と人口密度の推移

(10) 交通

山形市の道路は、市域を南北に結ぶ国道13号をはじめ、国道112号、国道286号、国道348号などを骨格とし、道路網が形成されています。

都市計画道路[※]は、環状道路[※]としての役割や主要地域を結ぶ幹線道路として、全体の約64.0%（平成27年度）が整備を完了しております。

鉄道は、山形新幹線、奥羽本線、左沢線と仙山線の4路線があり、市内には4路線の中心となっている山形駅をはじめ11駅があります。

路線バスは、山形駅を中心とした放射状の路線網となっており、市域を広く網羅しています。

また、中心街循環バス[※]や、地域と中心市街地を結ぶコミュニティバス[※]、地域自主運行交通[※]など、公共交通の活性化と生活交通の確保に向けた取組みが行われています。

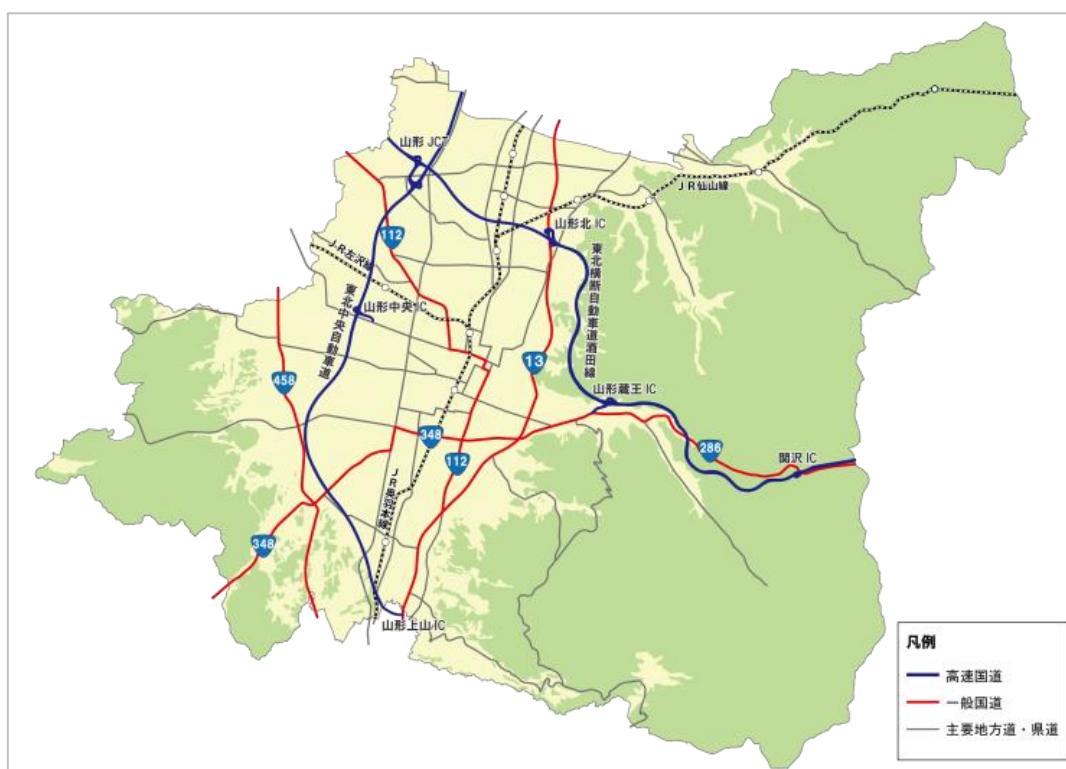


図 道路網と鉄道

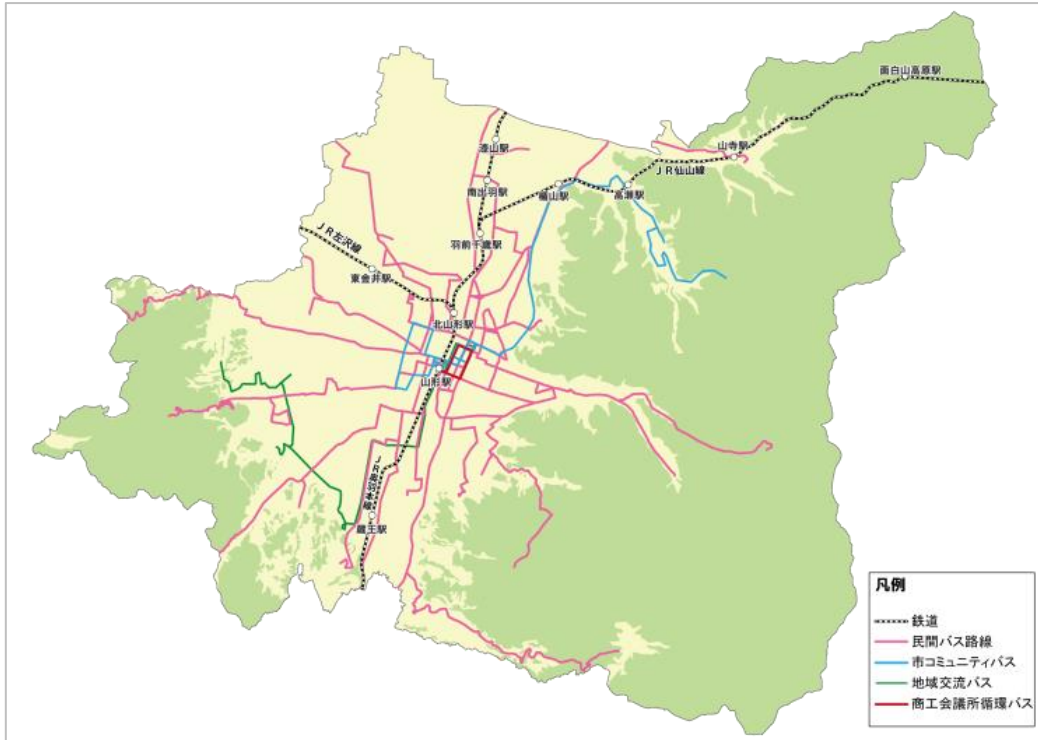


図 バス路線網

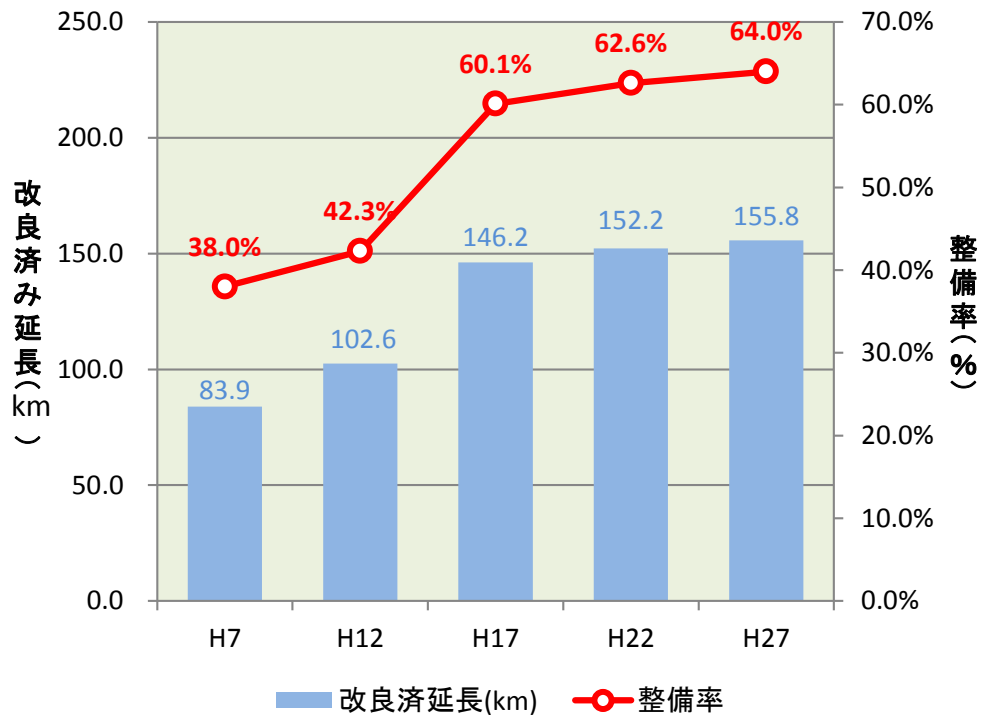
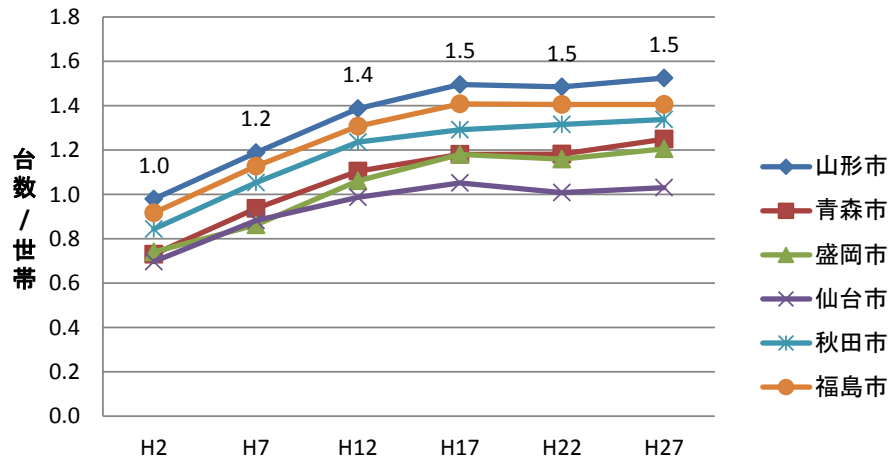


図 都市計画道路整備状況

自動車への依存

山形市の世帯当たり乗用車保有台数は、平成27年度で1.5台/世帯となっており、他の東北県庁所在地と比べ、高くなっています。

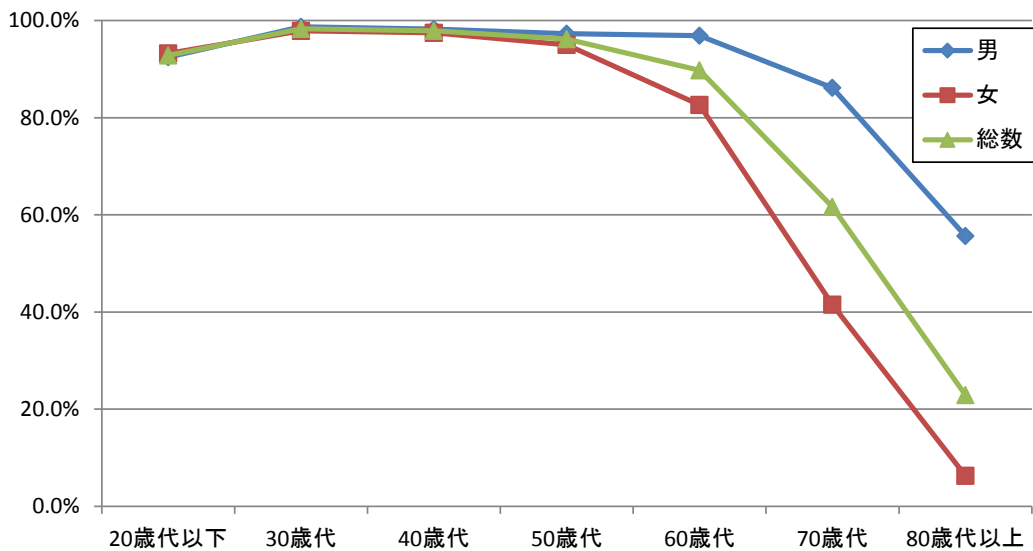
また、現在の乗用車免許保有率は、高齢者で低くなっていますが、今後、免許保有率の高い年齢層が高齢化することにより、全体的に免許保有率が高くなることが予想されます。



注1) 市区町村別自動車保有車両数、市区町村別軽自動車車両数

注2) 世帯：平成27年国勢調査

図 世帯当たり自動車保有台数の推移



注) 『運転免許統計(平成27年版)補足資料2』警察庁交通局運転免許課、平成27年国勢調査

図 年代・性別免許保有率

(11) みどり・景観

市街地を囲むように田園・森林が広がり、市街地では公園や緑地などの整備が進められています。公園の整備状況は、開設数232箇所、開設面積394.09ha（平成27年度末）となっています。また、馬見ヶ崎川や山形五堰などは、身近に緑と水を感じることができる水辺空間となっています。

「都市景観ガイドプラン[※]」、「中心市街地景観ガイドプラン」及び「山形市景観条例[※]」などに基づき、地域の特性に応じた景観形成が進められています。

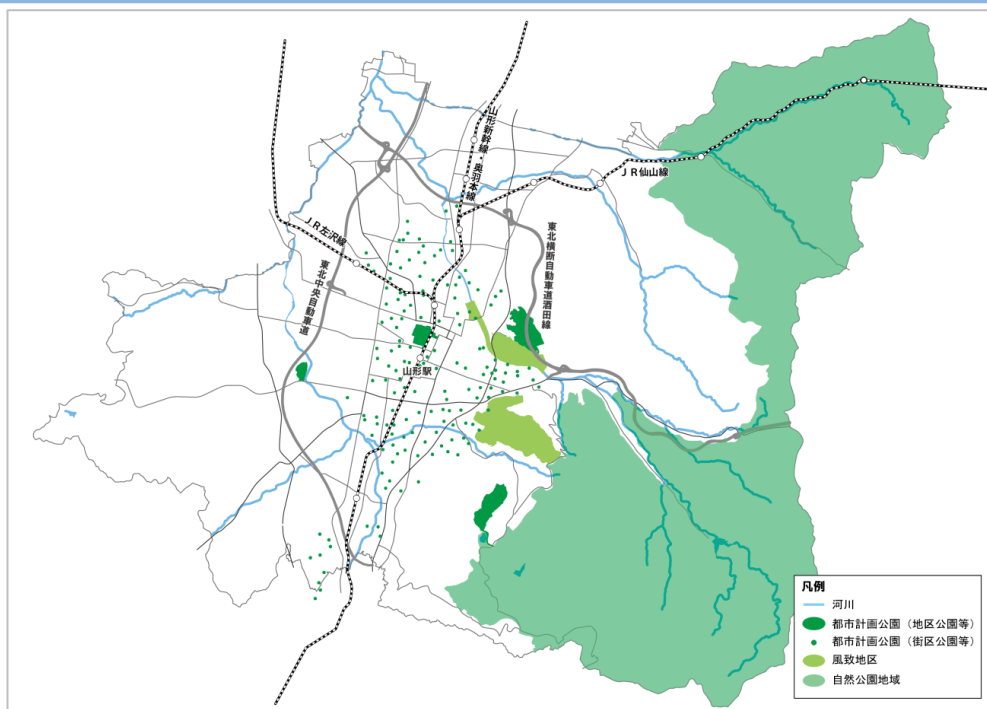
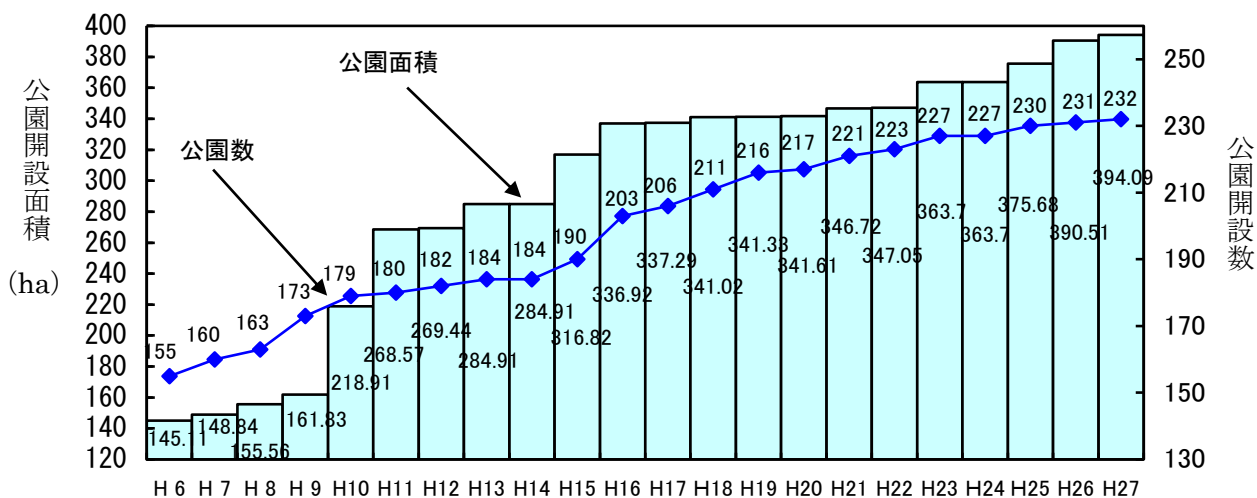


図 都市計画公園などの状況



出典：山形市の都市計画資料編

図 公園の整備状況

(12) 災害への備え

地震、風水害、土砂災害、火山噴火など、各種災害の度合いは、被害のおそれのある区域ごとにハザードマップ※を作成し、随時、公表と見直しを行っています。

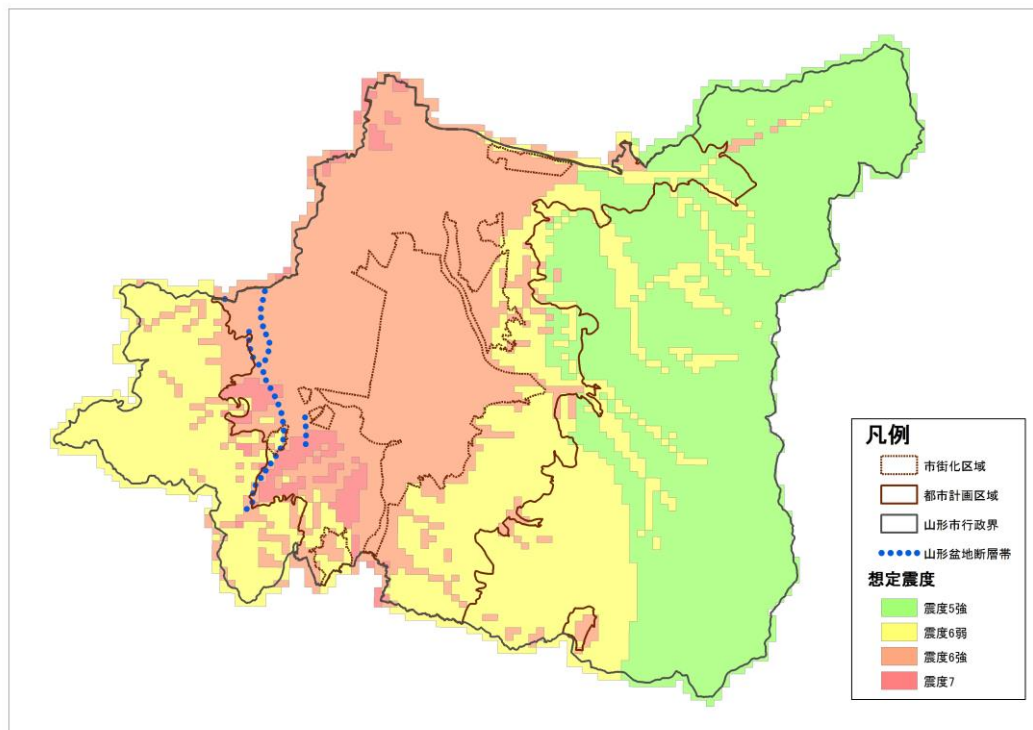


図 想定震度と断層帯

出典：山形市資料

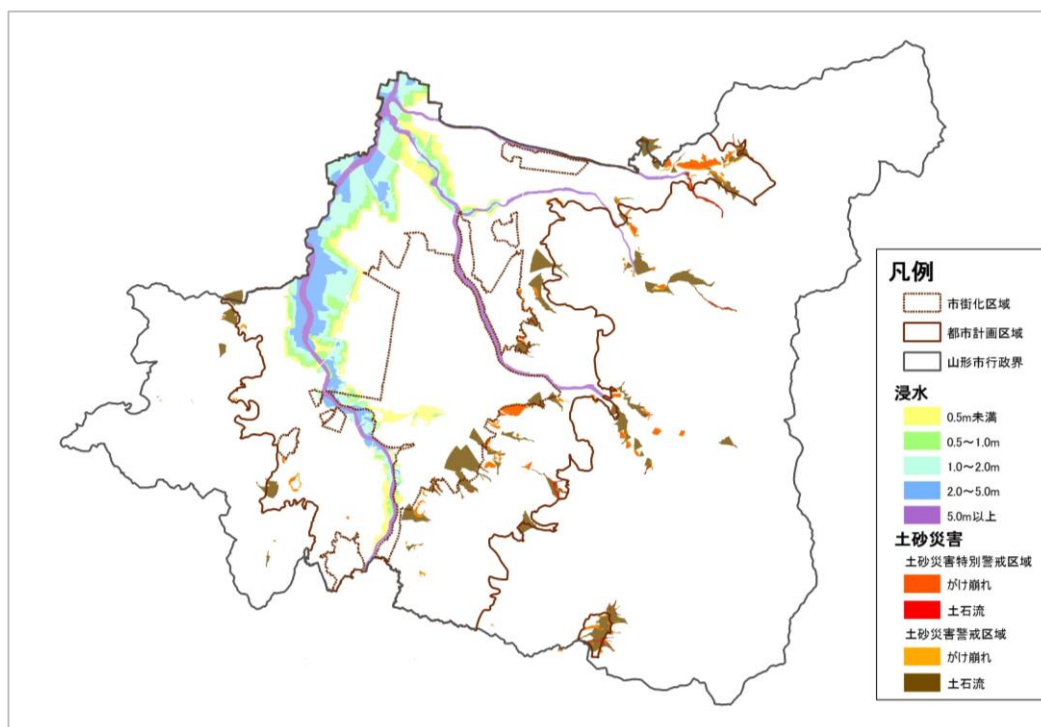


図 浸水想定エリアと急傾斜地崩壊危険箇所の分布

出典：山形市資料

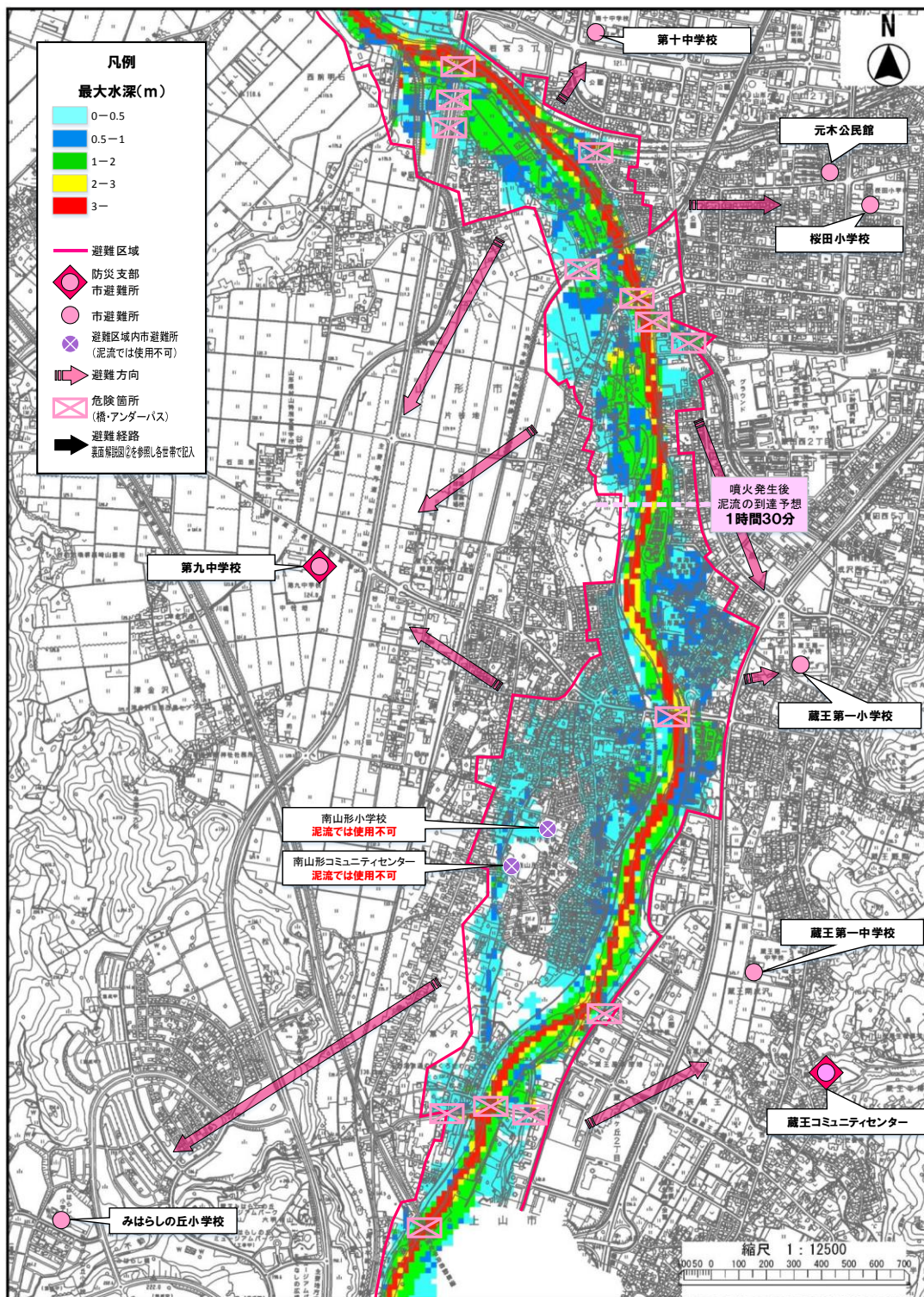
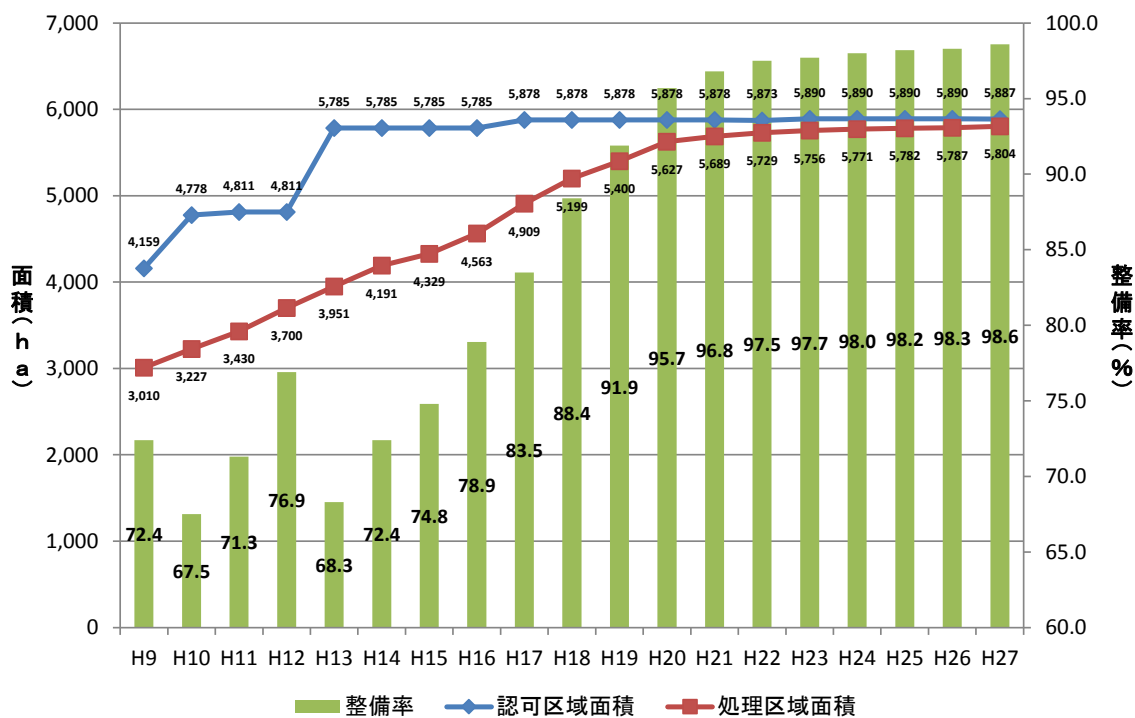


図 蔵王山の融雪型火山泥流のハザードマップ（蔵王地区版）

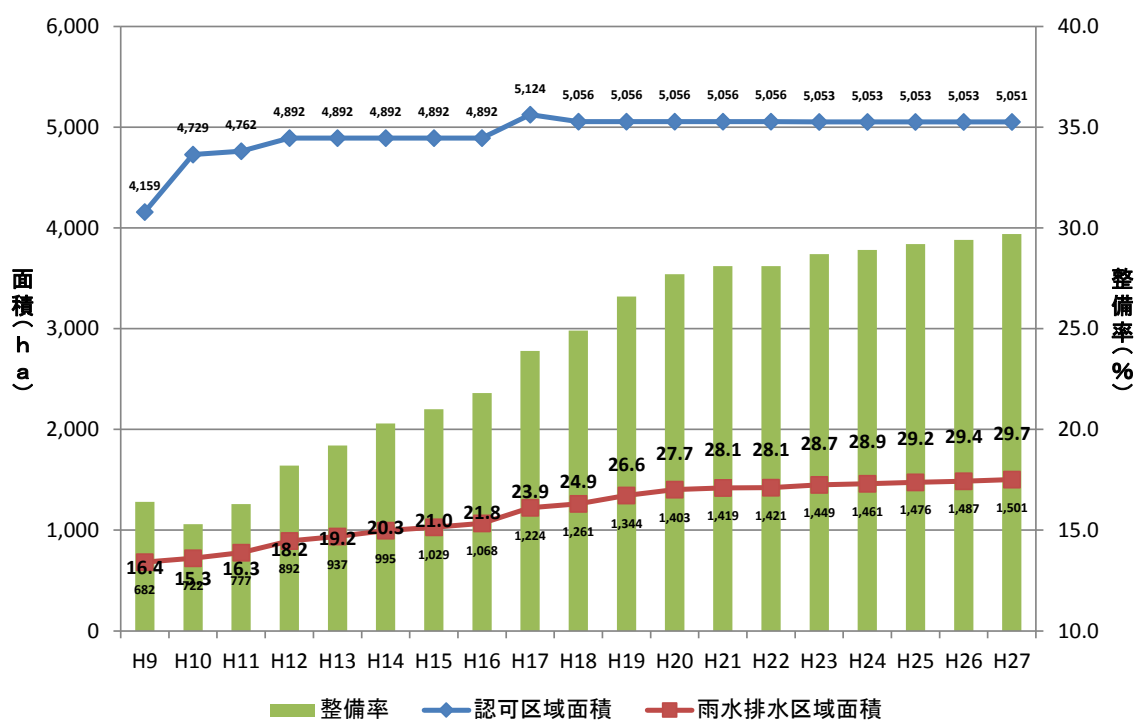
(13) その他暮らしを支える施設

上下水道の普及率は、上水道が給水区域の99.9%、公共下水道(污水)が97.5%(平成27年度末)となっています。また、下水道(污水)の整備率は、平成10年度の67.5%に対し平成27年度は98.6%、下水道(雨水)の整備率は、平成10年度の15.3%に対し平成27年度は29.7%となっており、整備拡張が計画的に進められています。



注) 山形市の都市計画資料編

図 公共下水道(污水)整備状況



注) 山形市の都市計画資料編

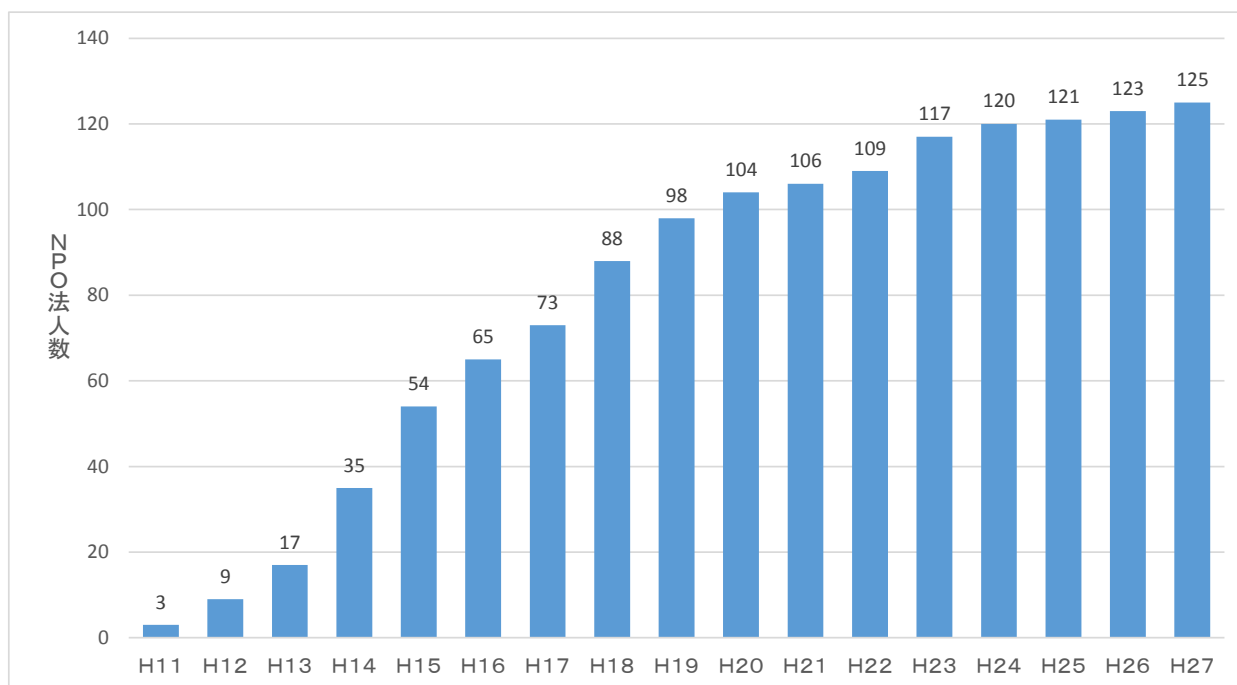
図 公共下水道(雨水)整備状況

(14) 市民参加

山形市では、市民活動・事業者・行政のそれぞれの主体がお互いの特性と立場の違いを理解し合い、役割を分担しながら豊かな市民社会を支える共に創るまちづくりを進めています。

平成23年4月より郊外部の地区公民館はコミュニティセンターに移行し、各地区の市民・団体によって運営され、地域課題の解決、地域の特徴を活かした地域住民の自主的な地域づくりやまちづくり活動などに活用されています。

また、平成10年に特定非営利活動促進法が制定され、山形市においてもNPO[※]法人は増加しており、平成27年度末で市内に事務所を持つNPO法人は125団体となっています。



注) 山形市資料

図 市内に事務所を持つNPO法人数の推移

第2節 市民ニーズ

(1) 市民アンケート

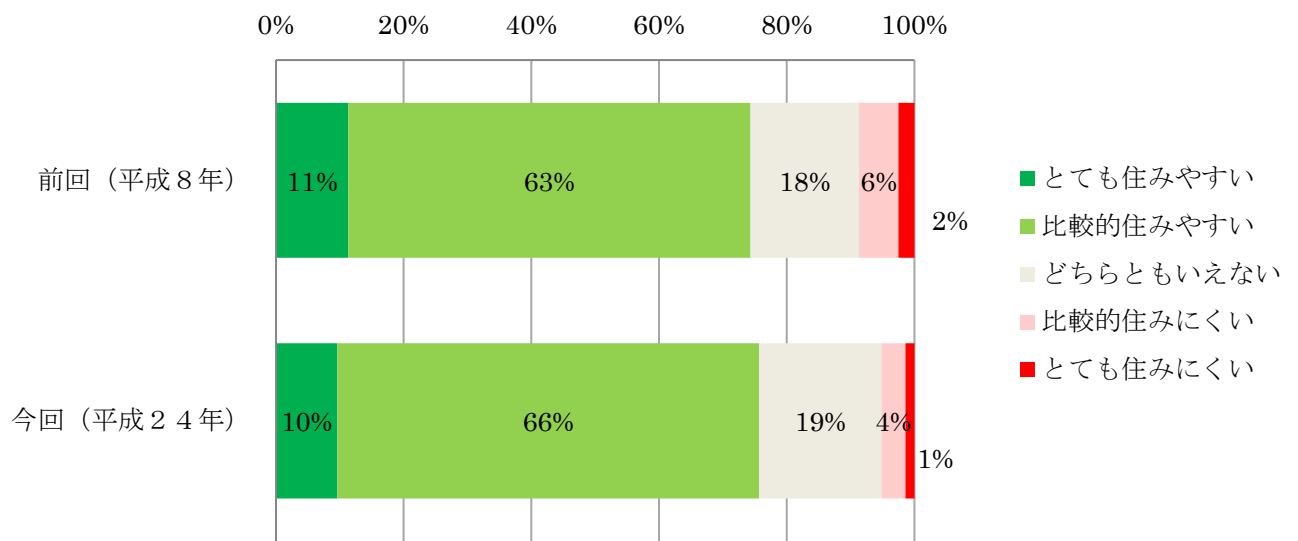
山形市では、平成24年度に「山形市都市計画マスタープラン見直しに係る市民アンケート」を実施し、その結果などに基づき、まちづくりに係わる市民ニーズを整理しました。

① 居住満足度（住みやすい）

市民の76%が、山形市は住みやすいと評価しています。

「比較的住みにくい」「とても住みにくい」と評価する人は、わずか5%で、平成8年のアンケート実施時の8%と比べ、「住みにくい」と評価する市民は減少しています。

また、市街化区域に住む市民ほど、住みやすいと評価する人が多くなっています。



注) 前回 (平成8年) の不明は「どちらともいえない」に含めた
 図 居住満足度 (住みやすさ) の比較

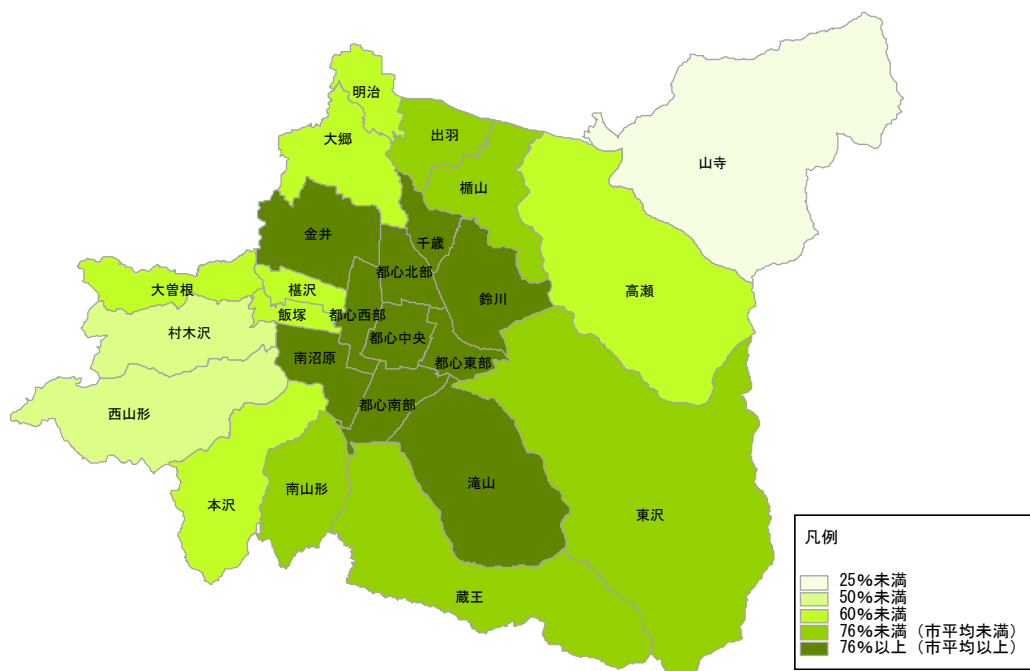


図 地域別の居住満足度 (住みやすさ)

注) 平成24年市民アンケート

② 定住志向

市民の65%が、山形市に住み続けたいと評価しています。

「住み続けたくない」と評価する人は8%で、平成8年のアンケート実施時の14%と比べ、「住み続けたくない」と評価する市民は減少しています。

また、地域別にみると、定住志向の高い地域は、市街化区域に限らず、市街化調整区域※にも分布しています。

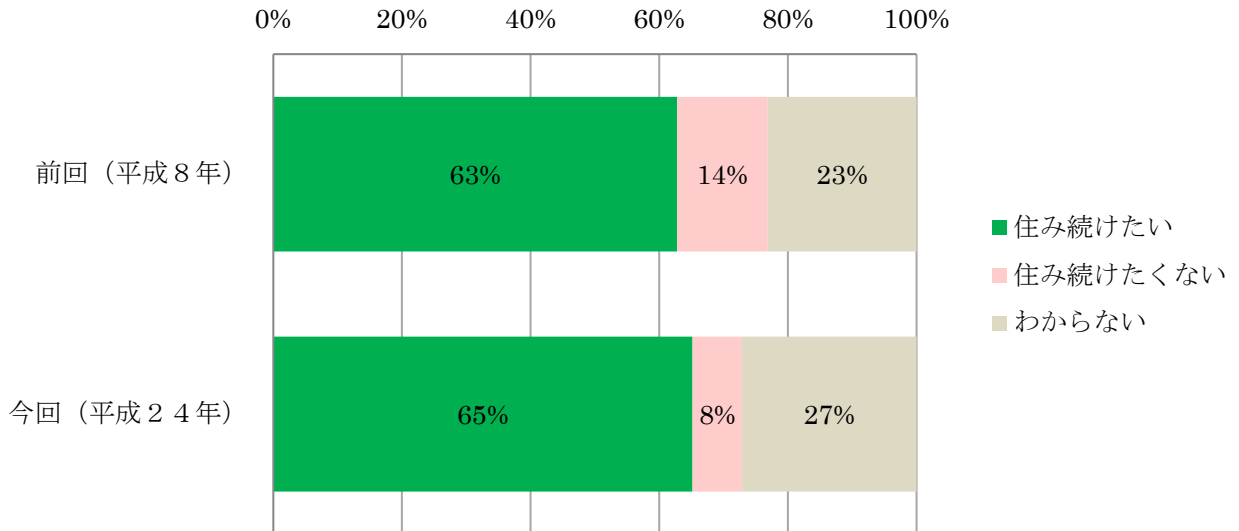
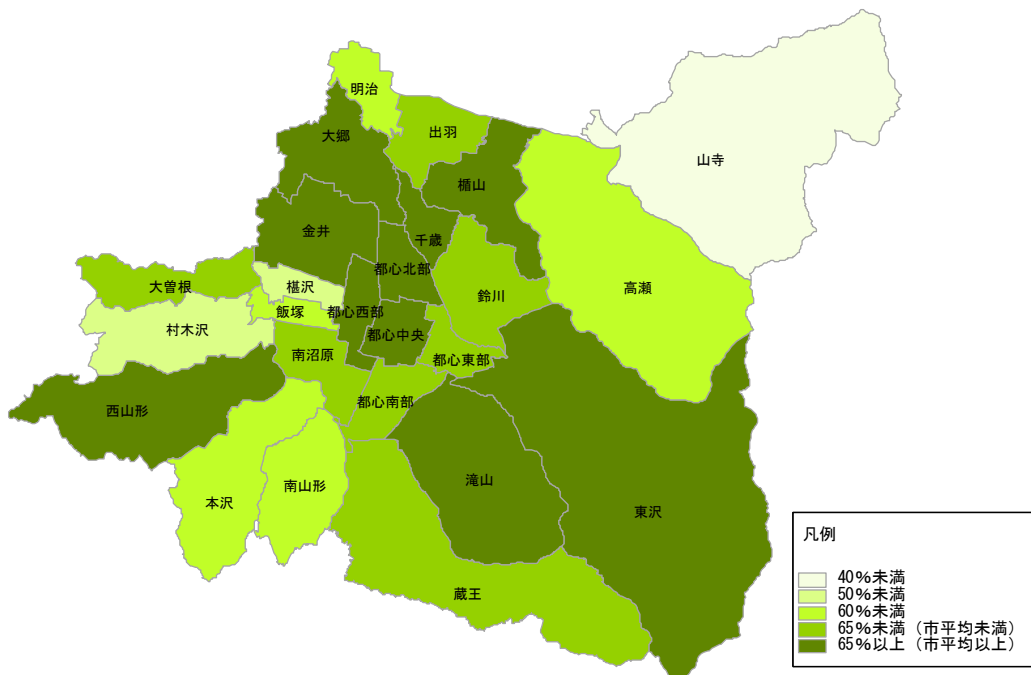


図 定住志向（住み続けたいか）の比較



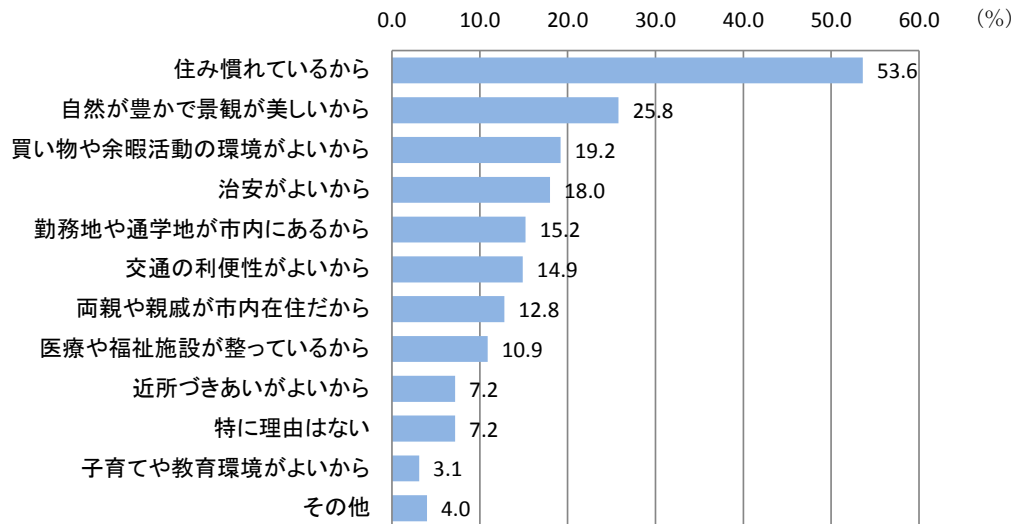
注) 平成24年市民アンケート

図 地域別の定住志向

③ 住み続ける理由と居住地区の満足度

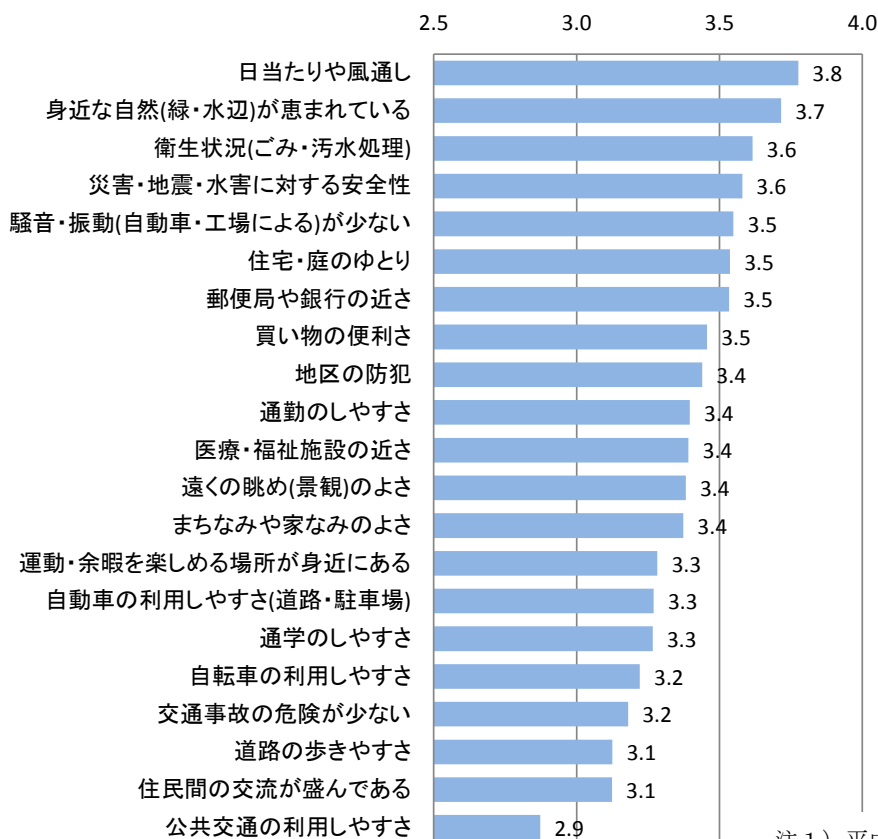
山形市に住み続ける理由には、「住み慣れているから」に次いで、「自然が豊かで景観が美しいから」が多く（総合計画市民意識調査より）、自然環境に恵まれていることが住みやすく、住み続けることのポイントとなっています。

一方で、公共交通の利用しやすさや歩きやすさなど、交通環境の面で満足度が、低くなっています。



注) 山形市市民意識調査結果（平成23年3月）

図 住み続けたい理由



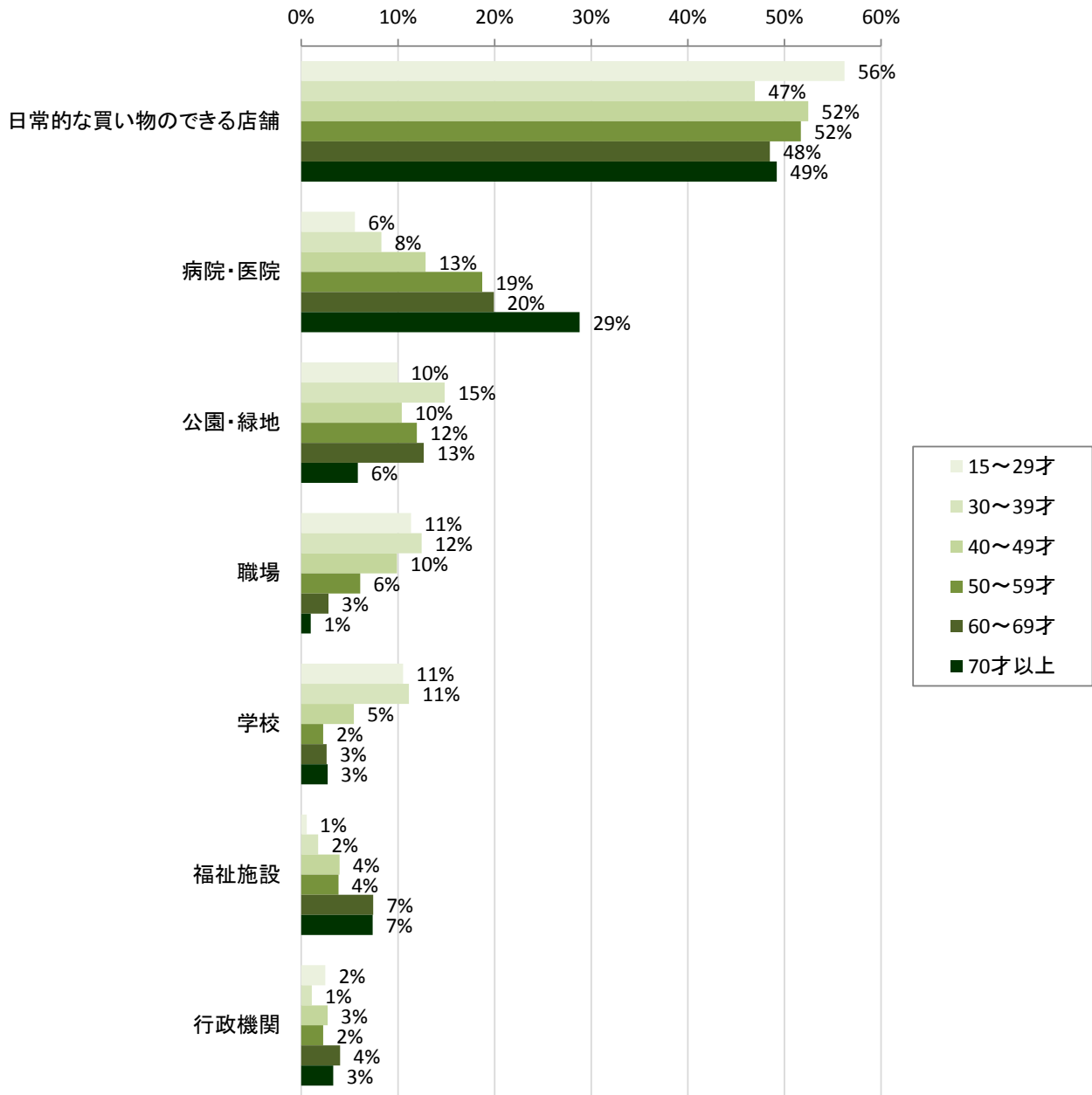
注1) 平成24年市民アンケート
注2) 5段階評価の平均満足度

図 居住地区満足度

④ 住替える場合、自宅のそばにあった方がよい施設

住替える場合、自宅のそばにあった方がよい施設は、年齢に関係なく、「日常的な買い物のできる店舗」が最も多くなっています。

年齢が高ければ高いほど、「病院・医院」や「福祉施設」を希望し、年齢が低い層は「職場」「学校」を重視する傾向があり、年齢に応じて自宅周辺にあることを希望する施設が異なっています。



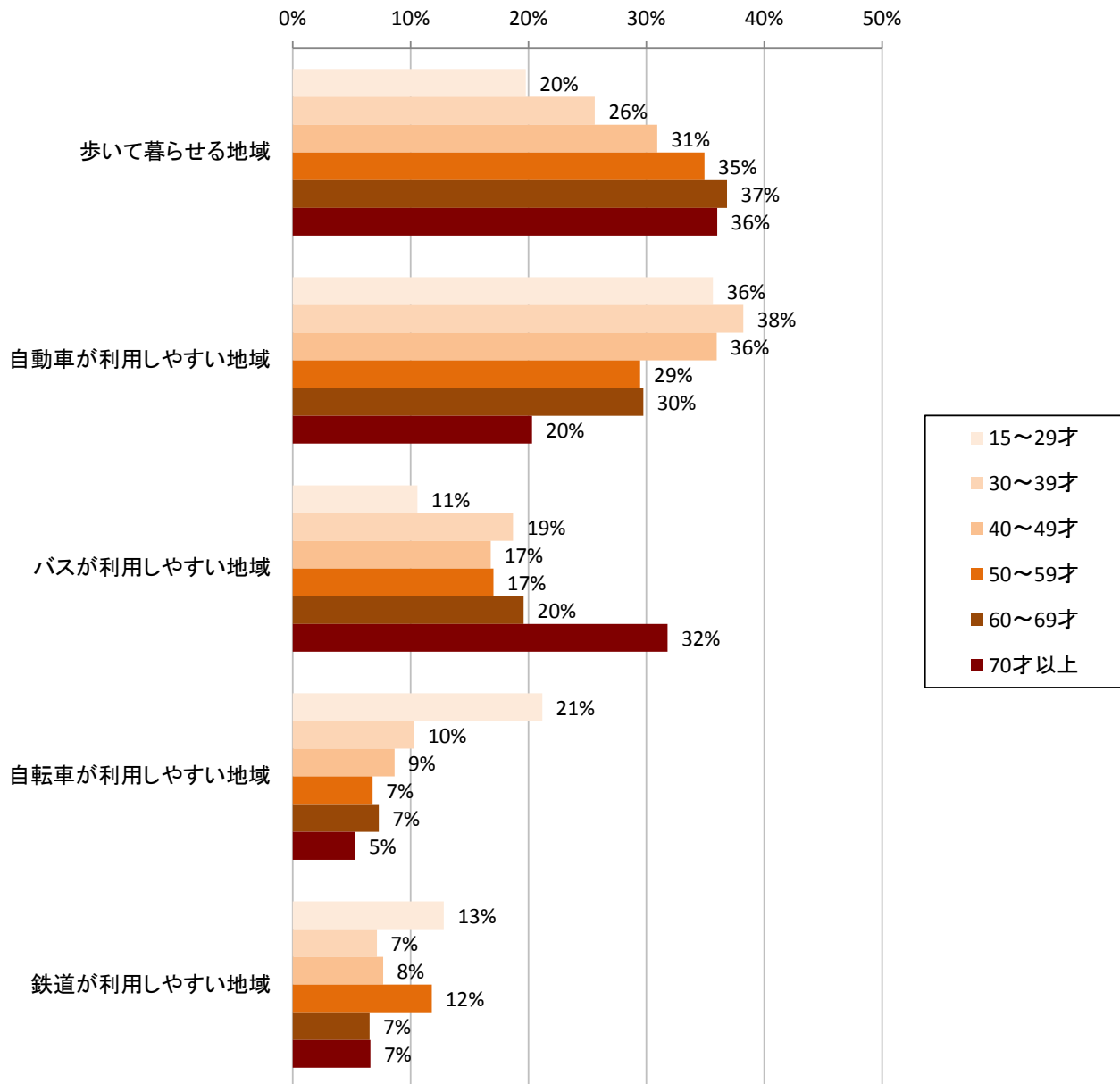
注) 平成24年市民アンケート

図 年齢別の「自宅のそばにあったほうがよい施設」

⑤ 住替える場合、自宅周辺に望む交通環境

住替える場合、自宅周辺に望む交通環境は、「歩いて暮らせる地域」「自動車が利用しやすい地域」が多くなっています。

年齢が高い層では、「歩いて暮らせる地域」が多く、年齢が低い層は「自動車が利用しやすい地域」が多く、年齢に応じて望む交通環境が異なっています。



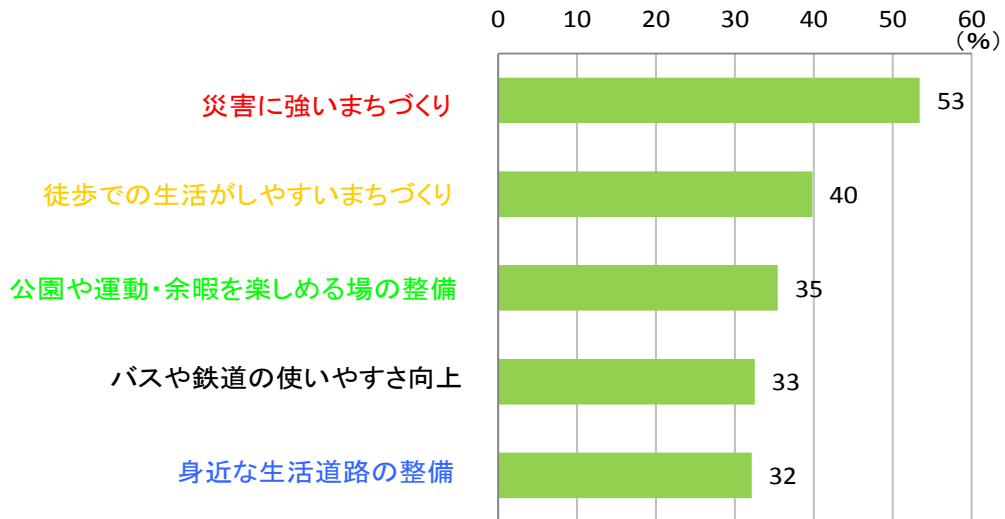
注) 平成24年市民アンケート

図 年齢別の「自宅周辺に望む交通環境」

⑥ 市民がまちづくりに望むこと

行政に力を入れてほしいことは、居住地や年齢に共通して「災害に強いまちづくり」が最も多くなっています。

その他は、居住地や年齢に応じて重視する点は変わりますが、上位5位は、「徒歩での生活がしやすいまちづくり」「公園や運動・余暇を楽しめる場の整備」「バスや鉄道の使いやすさ」「身近な生活道路の整備」で共通しています。



注) 平成24年市民アンケート

図 お住まいの地区で行政に力を入れてほしいこと（上位5項目）

	市街化区域居住者		市街化区域外居住者	
	65才未満	65才以上	65才未満	65才以上
1位	災害に強い (51%)	災害に強い (58%)	災害に強い (48%)	災害に強い (54%)
2位	公園や運動・余暇 (36%)	徒歩での生活 (52%)	バスや鉄道 (38%)	徒歩での生活 (44%)
3位	徒歩での生活 (34%)	公園や運動・余暇 (31%)	公園や運動・余暇 (35%)	身近な生活道路 (44%)
4位	バスや鉄道 (30%)	身近な生活道路 (28%)	身近な生活道路 (35%)	公園や運動・余暇 (34%)
5位	身近な生活道路 (29%)	バスや鉄道 (27%)	徒歩での生活 (35%)	バスや鉄道 (34%)

注) 平成24年市民アンケート

表 地域別・年齢別の「まちづくりに望むこと」

(2) 企業アンケート

山形市では、工業振興計画を検討するため、平成24年度に「企業アンケート」を実施し、77社から回答を得ました。

① 企業のニーズ

リーマンショック後、経済は緩やかな回復傾向にあります。事業環境について不満を持っている企業が多くあります。その理由として、「優秀な労働力が確保できない」が最も多く、「事業用地が手狭」「助成制度が充実していない」などの意見が多く出されています。

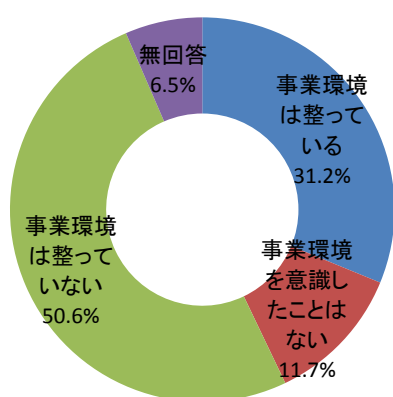
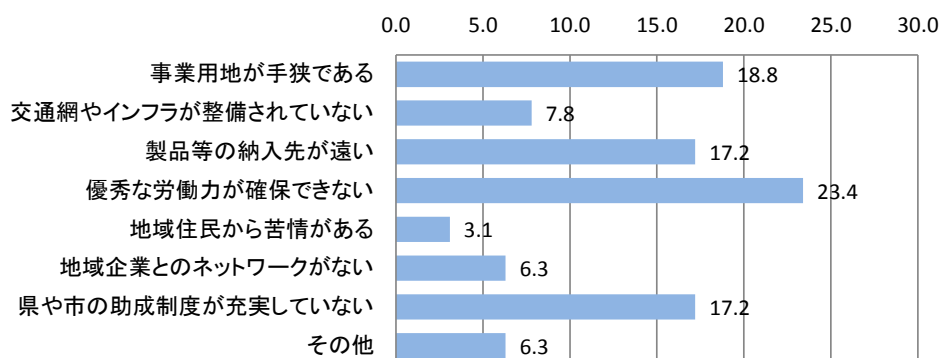


図 事業環境について



注) 平成24年企業アンケート

図 事業環境が整っていない理由

(3) 事業者アンケート

山形市では、平成24年度に今後の市民生活の利便性向上などへの対策を検討するため、「事業者アンケート」を実施し、103社から回答を得ました。

① 事業者のニーズ

小売業者への買い物支援サービスアンケートでは、8割を超える小売店で配達サービス（81.6%）を行っており、次いでインターネット・電話・FAX注文（60.2%）、買い物代行サービス（16.5%）の順に高くなっています。

電話などで依頼があれば車で送迎サービスを行っているなど、買い物支援サービスに前向きに取り組む意見が寄せられています。

また、小売業者が困っていることは、集客や交通に関する意見が多く出されています。

第3節 都市計画マスタープラン（平成10年10月策定）の評価

都市計画マスタープラン（平成10年10月策定）で定められたまちづくりの5つの方針について、進捗状況及び市民アンケートの調査結果から評価を行いました。

①土地利用

- ・中心商業業務地区では、中心市街地活性化基本計画を推進し、土地区画整理事業や市街地再開発事業[※]などによる魅力ある都心空間の形成が進められています。一方、回遊性のあるまちづくりについては、ネットワーク化の取組みが進んでいません。
- ・都市軸を形成する主要交通軸に沿った、新市街地の整備など良好な市街地の形成を計画的に進めていますが、既成市街地[※]における生活環境の整備については、進んでいないものもあります。
- ・工業・流通系の既存団地の空き区画が少なく、新たな立地需要に対応するための受け皿が不足していたため、新産業団地の整備を進めています。
- ・東西の里山・田園地域、山岳・丘陵地域は、環境を維持しながら良好な定住環境の整備や身近な自然にふれあうことのできる拠点づくりが進められており、市域の身近な自然（緑・水辺）に恵まれていることに対する市民の満足度は高くなっています。

②交通体系

- ・広域圏域間を結ぶ広域幹線道路をはじめとした骨格道路の整備が順次進められ、アクセス性の向上が図られています。一方、整備が進まない道路については、地区から整備要望が寄せられています。
- ・山形駅周辺の基盤整備や中心市街地などへのアクセス性を高める道路整備、地域公共交通総合連携計画の策定などにより公共交通の利便性向上に向けた取組みが進められています。一方、山形駅以外の鉄道駅周辺の基盤整備やバスの定時性確保に向けた取組みなど、進んでいないものもあります。
- ・広幅員の歩道や自転車歩行者道の整備により、安全で快適な歩行者・自転車空間の確保が進んでいます。また、自転車・歩行者が回遊できるようなネットワークの確保については、取組みが順次進められています。

③河川、公園・緑地、上水道・下水道

- ・市民生活を豊かにし、「緑」の空間の基盤となる、新たな公園や河川空間を活用した緑地の整備などが行われています。
- ・安定的な給水及び水資源の確保が進められ、また、公共下水道など排水処理施設の整備が順次行われています。

④都市環境・緑・景観

・「緑の基本計画」や地区計画制度の活用などにより、都市の緑化への取組みが進められています。また、魅力的な景観の形成を図るため、景観条例に基づく指導や地区計画・高度地区の決定を行っています。この結果、住環境に係わる日当たりや風通しの市民の満足度は高いものになっています。

⑤安全・安心なまちづくり

・市街地の災害時における被害拡大を防ぎ、緊急輸送道路[※]として機能する広幅員の道路やバリアフリー化など誰もが安心して利用できる施設整備が、街路事業などにより順次進められています。この結果、地震・大火・風水害、土砂災害などに対する安全性についての市民の満足度は比較的高い結果となっています。

表 事業進捗状況

項目		平成10年度	平成27年度
市街化区域	区域面積	4,096ha	4,093ha
土地区画整理事業	箇所数	80箇所	84箇所
	事業面積	1,864.15ha	2,016.63ha
地区計画決定	決定地区数	7地区	20地区
都市計画道路	整備延長	97.46km	155.8km
	整備率	40.2%	64.0%
都市公園・緑地	箇所数	179箇所	232箇所
	開設面積	218.91ha	394.09ha
下水道	整備率	67.5%	98.6%

第4節 都市計画を取り巻く情勢

社会経済情勢の変化に伴い、都市計画法などの法制度の改正をはじめ、国による新たな制度の制定が進められ、自治体では新たな制度に沿った都市計画に関連する取組みが行われています。

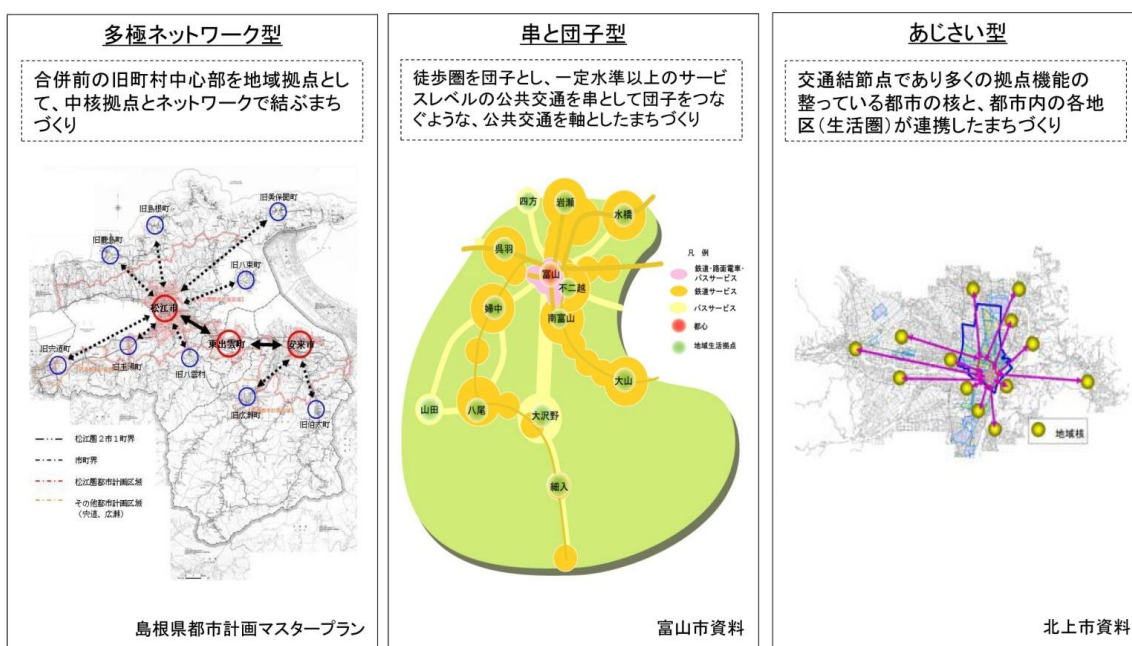
(1) 人口減少・超高齢社会[※]

①地方創生

・地方の人口減少の歯止めをかけ、住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくために、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。地域の潤いある豊かな生活を安心して営むことができる社会を形成することと、地域における魅力ある多様な就業の機会を創出するために、地方の長期ビジョンとして、将来の目指すべき方向と人口の将来展望（地方人口ビジョン）を具体化しつつ、地域の実情に応じた具体的な施策をまとめる地方版総合戦略を策定し、地方創生の推進に取り組んでいます。

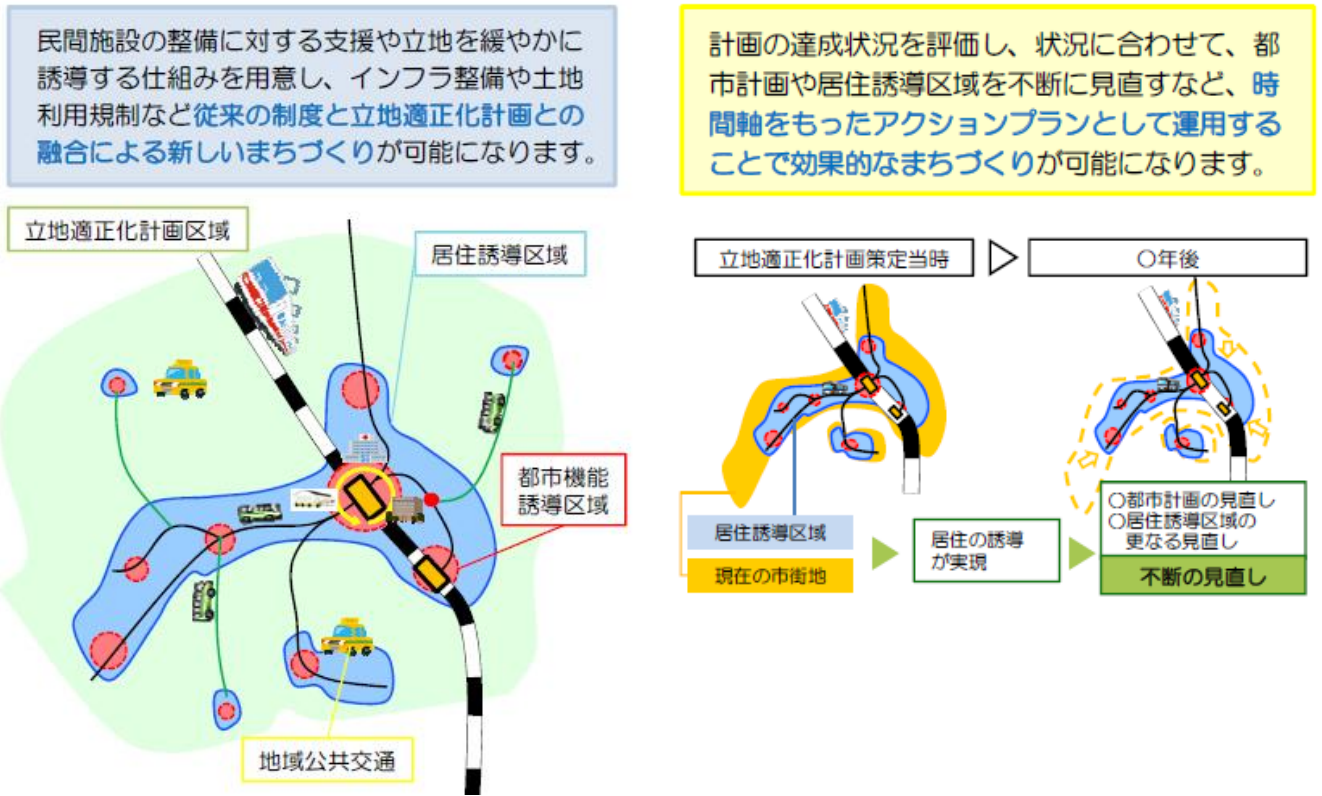
②集約型の都市構造・中心市街地の活性化

・平成10年以降、まちづくり三法（「都市計画法」、「大規模小売店舗立地法」、「中心市街地活性化法」）の改正などが行われ、近年、国では集約型の都市構造の実現に向けた取組みが進められています。それらを踏まえ、多くの都市では、歩いて暮らせるコンパクトな集約型都市の構築が喫緊の課題となっています。なお、都市再構築戦略検討委員会[※]では地方都市の目指すべき都市構造のイメージとして、以下の3都市を示しています。



出典：国土交通省におけるコンパクトシティの取組について
図 集約型都市構造の事例

・コンパクトなまちづくりの推進に向けて、住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の立地の適正化を図るため、これらの施設の立地を一定の区域に誘導し、誘導すべき施設についての容積率及び用途規制の緩和などの所要の措置を講ずる法律（「都市再生特別措置法」）が制定され、「コンパクトなまちづくり」と「公共交通によるネットワーク」が連携した新しいまちづくり（立地適正化計画）が期待されています。



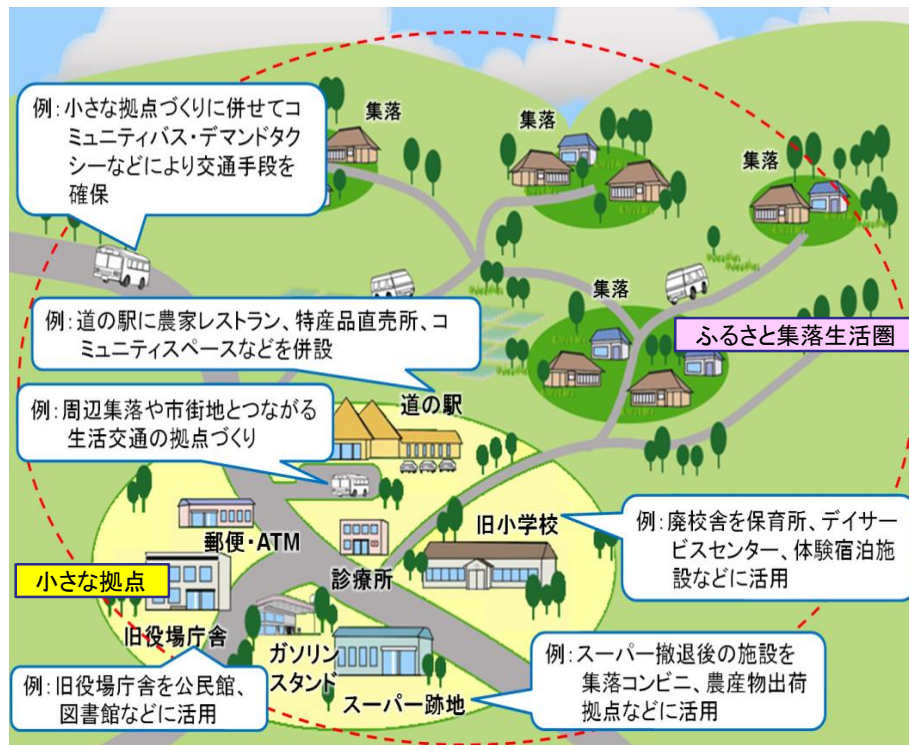
出典：立地適正化計画概要パンフレット

図 立地適正化のイメージ

・「鉄道沿線まちづくりガイドラン（第一版）」が平成27年12月に公表され、コンパクトな都市構造の実現に向け、鉄道を軸とした都市機能の再編を効果的に推進されるよう、地方公共団体・鉄道事業者等の連携に向けた場づくりを支援する取り組みが進められています。

・集落[※]地域においては、地域の生活サービスを維持するため、買い物や医療・福祉などの生活サービスを歩いて動ける範囲に集め、各集落との交通手段を確保する、「小さな拠点」づくりの取組みが進められています。複数の集落が散在する地域において、持続可能な地域づくりを推進するため、「小さな拠点」を核としたふるさと集落生活圏[※]の形成を促進することとしています。

「小さな拠点」とは、商店、診療所などの日常生活に不可欠な施設や、地域活動を行う場を、歩いて移動できる範囲に集めた地域の拠点であり、「ふるさと集落生活圏」とは、「小さな拠点」と周辺の集落とをコミュニティバスなどで結んだ圏域と位置付けられています。



出典：『小さな拠点』づくりガイドブック

図 「小さな拠点」と「ふるさと集落生活圏」

・山形県で策定した「山形広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（平成24年8月策定）では、都市づくりの基本的な方向性として、都市機能の集積と利便性が高くコンパクトな中枢都市圏の形成を掲げています。山形県の中核都市圏として居住、産業、福祉など各種都市機能の充実を図り、市街地と郊外のバランスのとれた適正な配置と拠点の計画的な配置や充実を目指しています。

③公共交通の利用促進

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成19年法律第59号、一部改正（平成26年法律第41号））や「交通政策基本法」（平成25年法律第92号）の成立により、地域のニーズに適合した積極的な公共交通の導入や維持について自治体が計画策定や特定事業に係る認定などを行うことが可能になりました。それに伴い、地域公共交通総合連携計画の策定やコミュニティバス、デマンドバスなどの公共交通の利用促進の取組みが行われています。さらに、コンパクトシティの実現化に向けて公共交通ネットワークの再構築（地域公共交通網形成計画）の取組みも期待されています。

④効率的なエネルギーシステムによる低炭素都市づくり※

「都市の低炭素化の促進に関する法律」（平成24年法律第84号）の制定に伴い、都市機能の集約化や公共交通機関の利用促進、エネルギーの供給ネットワークの構築、緑地の保全などに関する市街地内の総合的な取組みについて、自治体が低炭素まちづくり計画を策定し、それに基づく事業を国が補助する仕組みが制度化されています。

また、温室効果ガスの大幅な削減など、低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組みにチャレンジするモデル都市を国は、「環境モデル都市」として選定し、重点的に支援する試みも実施されています。

⑤社会資本の維持管理

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）や指定管理者制度※により、公共施設の建設に対する民間資金の導入や公共施設の維持管理に際し、市民ニーズに応じたより効率的な運営を行うなどの取組みが進められています。

⑥地域の福祉・保健・医療の質の向上のための地域包括ケアシステム

高齢者が、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築が進められています。

⑦健康医療福祉の視点からのまちづくり

「健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン」が平成26年8月に公表され、超高齢社会のもと、多くの高齢者が地域において活動的に暮らせるために、日々の暮らしで「街を歩くこと」「コミュニティ活動」といった生活活動を高める自治体の都市政策を支援する国土交通省による取り組みが進められています。



出典：健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン

図 健康・医療・福祉のまちづくりのイメージ（市街地イメージ）

(2) 地方分権・裁量の拡大

①市町村への権限移譲

「都市計画法」の改正や「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号）の施行により、これまで都道府県知事の同意が必要であった地域地区の都市計画決定などについて、地方自治体が主体的に都市計画を定められるようになり、地域の特性に合った地域地区の見直しや地区計画の決定などが各自治体により進められています。

②市民・NPOなどと共に創るまちづくり

0.5ヘクタール以上の一団の土地の区域について、土地所有者の3分の2以上の同意を得ているなど一定の条件を満たしている場合に、土地の所有者やまちづくりに関するNPOなどが、都市計画の決定や変更の提案をすることができる都市計画提案制度などが創設され、市民が都市計画をはじめとする行政の施策に対して積極的に関わる機会が増えています。

背景	ねらい	制度	状況
人口減少・超高齢社会	再生戦略 地方の人口減少の歯止め 地方の多様な就業機会の創出	まち・ひと・しごと創生法	雇用創出、子育て支援、地方移住等、地方への新しい人の流れをつくる地方総合戦略の展開
	効率化 集約型の都市構造 中心市街地の活性化	まちづくり三法改正 都市再生特別措置法改正 (立地適正化計画) 鉄道沿線まちづくりガイドライン	多くの都市でコンパクトな都市づくりを推進
	効率化 公平性 日常生活に必要な交通手段の確保 コンパクトシティの実現に向けた 公共交通ネットワークの再構築	交通政策基本法 地域公共交通活性化法改正 (地域公共交通網形成計画)	全国で自治体バス、デマンドなど、地域に応じた取組みの増加、「コンパクトシティ+ネットワーク」の取組
	効率化 効率的なエネルギーシステム 低炭素都市づくり	都市の低炭素化の促進 に関する法律	環境負荷軽減に向けた取組みが増加
	効率化 社会資本の維持管理	PFI法 指定管理者制度	公共施設の維持管理に向けたマネジメントの萌芽
	充実 地域包括ケアシステムの構築	介護保険法 健康・医療・福祉のまちづくり の推進ガイドライン	高齢者の住み慣れた地域での生活を支える包括的、継続的支援の展開
分権・裁量拡大	分権 地域に応じた都市計画へ 市町村への権限移譲	中核市・連携中枢都市 特別用途地区 など	人口20万人以上の都市に対する支援の仕組み 地域特性にあった都市計画対応
	連携 住民・NPOなどとの 共に創るまちづくり	(都市計画法) 都市計画提案制度 など	住民主体のまちづくりの増加

図 都市計画を取り巻く情勢

第5節 今後のまちづくりの課題

山形市の現状、市民ニーズ、都市計画マスタープラン（平成10年10月策定）の評価及び都市計画を取り巻く情勢から、新たな都市計画マスタープランに求められる課題を以下のとおり整理しました。

【課題1】人口減少・超高齢社会

- ①人口の減少に伴う税収の減少も懸念される中、山形市の魅力を高め、人口減少に歯止めをかける取組みと、日常生活サービス機能や行政サービス水準の維持や向上のための、効率的・効果的なまちづくりが必要とされています。
- ②超高齢社会を迎え、高齢者をはじめとした市民の生活環境の維持や向上が求められています。

【課題2】土地利用

- ①身近な自然環境である市街地周辺の田園や森林、地域に点在する歴史・文化資源の保全と活用への取組みが必要とされています。
- ②県都として行政・教育・文化機能などの維持・向上、中心市街地の魅力向上、商業施設などに対する市民ニーズへの対応などが必要とされています。
- ③世帯構成の変化と、価値観やライフステージ[※]など、ライフスタイルの多様化に応じた住宅需要への対応が必要とされています。
- ④市街地の空洞化を抑制するため、魅力ある居住環境を整備するとともに、人口減少が続く集落の活力の維持が必要とされています。
- ⑤若年層の人口流出を抑制し、既存産業の規模拡大や新たな需要に応えることのできる雇用の場の確保が必要とされています。
- ⑥蔵王や山寺などの観光地や観光資源の魅力を引き出し、交流人口[※]の増加と地域の活性化につながるまちづくりが求められています。

【課題3】交通

- ①自動車を持たない人や利用できない高齢者などの暮らしを支える交通環境の形成への取組みが必要とされています。
- ②地域の実情に応じた、生活の足の確保と地域同士のネットワーク化が求められています。
- ③徒歩や自転車など環境負荷の少ない交通手段が安全で快適に利用できる魅力ある道路空間が必要とされています。

【課題4】都市環境・みどり

- ①地球温暖化などに対する国際的な要請や市民意識の高まりから、低炭素都市づくりなど、まちづくりにおいても総合的な取組みが求められています。
- ②市民ニーズから、身近な自然（緑・水辺）に対する満足度が高い一方で、公園や運動・余暇を楽しむ場の整備が望まれています。

【課題5】安全・安心なまちづくり

- ①市民が健康でいきいきと暮らせ、今後もすみ続けたいと感じられるよう、買い物や医療、福祉などの日常生活サービス機能の維持と向上が必要とされています。
- ②災害に強いまちづくりと安全・安心に暮らすことができる環境づくりが求められています。
- ③市民の暮らしを支えている道路をはじめとした社会基盤や公共公益施設[※]の計画的な整備や維持管理などへの取組みが必要とされています。

【課題6】地域・市民参加

- ① 地域コミュニティの活性化と地域での暮らしをさらに良いものとしていくため、地域の特性に応じた、市民の自主的な地域づくりやまちづくりへの参加が必要とされています。